独立行政法人農林漁業信用基金の 平成 30年度に係る業務の実績に関する評価書

財務省農林水産省

## 様式1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項							
法人名	独立行政法人農林漁業信用基	由立行政法人農林漁業信用基金					
評価対象事業年	年度評価	平成30年度(第4期)					
度	中期目標期間	平成30~令和4年度					

2	2. 評価の実施者に関する事項							
主	務大臣	農林水産大臣						
	法人所管部局	経営局	担当課、責任者	金融調整課長 河村 仁				
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 前田 剛志				
主	務大臣	財務大臣(農業信用保険事業、林業信用保証事業及び漁業信用保	険事業に関する評価を農林を	水産大臣と共管)				
	法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	政策金融課長 廣光 俊昭				
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室長 渡部 保寿				

# 3. 評価の実施に関する事項

・7月23日:年度実績に係る自己評価について理事長及び監事からのヒアリング

・7月25日:年度実績に係る自己評価及び大臣評価案について農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会からの意見聴取

4	その	他 評/	価に	関す	ろ	重要事項

・該当なし

# 様式1-1-2 農林漁業信用基金 年度評価 総合評定様式

1. 全体の評定							
評定	B:中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況					
(S, A, B, C, D)		平成 30 年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	
		В					
評定に至った理由	項目別評定は39項目のうち、Bが32項目、評価の対象外が7項目となっており、全体とし総合評定については、4の大項目のうちBが4項目であり、また、全体の評定を引き下げる事価の基準(以下「評価基準」という。)に基づきBとした。なお、項目別評定の項目数は、小項目のある項目については小項目の数、小項目のないものに	事象もなかったた	ため、独立行政治	去人農林漁業信息		実績に関する評	

2. 法人全体に対する評	価
法人全体の評価	農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務、漁業災害補償関係業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算
	執行の把握に努め、業務運営の効率化を図りつつ的確に業務運営が遂行されており、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、計画どおり順調に業務が実施されて
	いると評価する。
全体の評定を行う上で	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。
特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における	3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など					
項目別評定で指摘した	該当なし					
課題、改善事項						
その他改善事項	該当なし					
主務大臣による改善命	該当なし					
令を検討すべき事項						

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし
その他特記事項	特になし

# 年度評価 項目別評定総括表

	中期計画(中期目標) 年度評価					項目別		
		平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	調書No	備考
	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向 C関する目標を達成するためとるべき措置	В						P 1
1	農業信用保険業務	В					第1-1	P 1
	(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組	В					第1-1-(1)	P 1
	(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定	В					第1-1-(2)	P 4
	(3) 保険事故率の低減に向けた取組	В					第1-1-(3)	P 7
	(4) 求償権の管理・回収の取組	В					第1-1-(4)	P10
	(5) 利用者のニーズの反映等	В					第1-1-(5)	P 12
	(6) 事務処理の適正化及び迅速化	В					第1-1-(6)	P14
2	林業信用保証業務	В					第1-2	P16
	(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組	В					第1-2-(1)	P16
	(2) 適切な保証料率の設定	В					第1-2-(2)	P 19
	(3) 代位弁済率の低減に向けた取組	В					第1-2-(3)	P 21
	(4) 求償権の管理・回収の取組	В					第1-2-(4)	P 23
	(5) 利用者のニーズの反映等	В					第1-2-(5)	P 25
	(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証	В					第1-2-(6)	P 27
	(7) 事務処理の適正化及び迅速化	В					第1-2-(7)	P 29
3	漁業信用保険業務	В					第1-3	P 31
	(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定	В					第1-3-(1)	P31
	(2) 保険事故率の低減に向けた取組	В					第1-3-(2)	P 33
	(3) 求償権の管理・回収の取組	В					第1-3-(3)	P 36
	(4) 利用者のニーズの反映等	В					第1-3-(4)	P 38
	(5) 事務処理の適正化及び迅速化	В					第1-3-(5)	P 40
4	農業保険関係業務	В					第1-4	P 42
	(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映	В					第1-4-(1)	P 42
	(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施	В					第1-4-(2)	P 44
5	漁業災害補償関係業務	В					第1-5	P 46
	(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映	В					第1-5-(1)	P 46
	(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施						第1-5-(2)	P 48

	中期計画(中期目標)		年度評価					
		平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	項目別 調書No	備考
第2	2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべ き措置	В						P 50
	1 事業の効率化(平成29年度対比 5 %以上の事業費の 削減)	В					第2-1	P 50
	2 経費支出の抑制(平成29年度対比20%以上の一般管理費の抑制)	В					第2-2	P 52
	3 調達方式の適正化	В					第2-3	P 54
	4 電子化の推進	В					第2-4	P 57
第3	B 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき 措置	В						P 59
	1 財務運営の適正化	В					第3-1	P 59
	2 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資 金計画	В					第3-2	P 62
	3 決算情報・セグメント情報の開示	В					第3-3	P 65
	4 長期借入金の条件	_					第3-4	P67
	5 短期借入金の限度額	_					第3-5	P 68
	6 不要財産の処分に関する計画	_					第3-6	P 69
	7 不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計画	_					第3-7	P 70
	8 剰余金の使途	_					第3-8	P71
第4	4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	В						P72
	1 施設及び設備に関する計画	_					第4-1	P72
	2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化 に関する目標を含む。)	В					第4-2	P73
	3 積立金の処分に関する事項	В					第4-3	P 76
	4 その他中期目標を達成するために必要な事項	В					第4-4	P77
	(1) ガバナンスの高度化	В					第4-4-(1)	P77
	(2) 情報セキュリティ対策	В					第4-4-(2)	P81
別	1. 平成30事業年度予算及び決算		2. 平成3	30事業年度	三収支計画	及び実績		
紙	3. 平成30事業年度資金計画及び実績		平成	30事業年度	業務収支			

<sup>(</sup>注 2 )第 1-1 の評定については、当該中項目を構成する 6 つの小項目のうち B が 6 項目であったため、 B とした。( 6 項目× 2 点/ 6 項目× 2 点=100%)第 1-2 の評定については、当該中項目を構成する 7 つの小項目のうち B が 7 項目であったため、 B とした。( 7 項目× 2 点/ 7 項目× 2 点=100%)

第1-3の評定については、当該中項目を構成する5つの小項目のうちBが5項目であったため、Bとした。(5項目 $\times$  2点/5項目 $\times$  2点=100%)

第1-4の評定については、当該中項目を構成する2つの小項目のうちBが2項目であったため、Bとした。(2項目×2点/2項目×2点=100%)

第1-5の評定については、当該中項目を構成する2つの小項目のうち実績のない1項目を除き、Bが1項目であったため、Bとした。(1項目×2点/1項目×2点=100%)

第4-4の評定については、当該中項目を構成する2つの小項目のうちBが2項目であったため、Bとした。(2項目×2点/2項目×2点=100%)第1の評定については、当該大項目を構成する5つの中項目のうちBが5項目であったため、Bとした。(5項目×2点/5項目×2点=100%)第2の評定については、当該大項目を構成する4つの中項目のうちBが4項目であったため、Bとした。(4項目×2点/4項目×2点=100%)

第3の評定については、当該大項目を構成する8つの中項目のうち実績のない5項目を除き、Bが3項目であったため、Bとした。(5項目×2点/5項目×2点=100%) 第4の評定については、当該大項目を構成する4つの中項目のうち実績のない1項目を除き、Bが3項目であったため、Bとした。(3項目×2点/3項目×2点=100%)

<sup>※</sup>評価基準に基づき算定。

第1-1-(1) 農業信用保険業務-融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組

2. 主要な経年データ								
・主要なインプット情報(	農業信用保険勘定)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)		(参考情報)
予算額(百万円)		27, 21	7					
決算額(百万円)		21, 65	2					
経常費用(百万円)		3, 22	0					
経常収支(百万円)		2, 80	5					
行政サービス実施コスト(音	万円)	△2, 76	4					
従事人員数(人)※期初の全	全体数	<b>※</b> 110	0					
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
銀行・信用金庫・信用組合 等と農業信用基金協会と の保証契約締結機関数	_	延べ 252 機関 期中増 19 機関	延べ 267 機関 期中増 17 機関					
融資機関等関係機関に対 する普及推進・利用促進の 取組状況	_							
農業団体等関係機関と の意見交換回数	年3回以上	7回	7回					
銀行・信用金庫・信用組 合等との意見交換	年 20 回以上	16 回	30 回					

3. 各事業年度の業務に係る目標、	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価					
中朔日保	中期計画	+   及   回	土な計価担保	業務実績	自己評価				
第3 国民に対して提供するサ	第1 国民に対して提供するサ	第1 国民に対して提供するサ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>				
ービスその他の業務の質の向	ービスその他の業務の質の向	ービスその他の業務の質の向	なし	○ 制度の普及推進及び利用促進を図るため、基金	評定:B				
上に関する事項	上に関する目標を達成するた	上に関する目標を達成するた		協会とともに、融資機関等を訪問した。また、農	基金協会と一体とな				
	めとるべき措置	めとるべき措置	<その他の指標>	業団体等関係機関と幅広く意見交換を行った。	って、融資機関等関				
1 農業信用保険業務	1 農業信用保険業務	1 農業信用保険業務	<ul><li>銀行・信用金庫・信</li></ul>	・ 30 融資機関及び7農業団体等関係機関にお	係機関への訪問等に				
(1) 融資機関等に対する普及推	(1) 融資機関等に対する普及推	(1) 融資機関等に対する普及推	用組合等と農業信用	いて、融資保険制度の説明や情報収集。	より積極的な情報交				
進・利用促進の取組	進・利用促進の取組	進・利用促進の取組	基金協会との保証契	・ 14 基金協会において、新たに 17 融資機関と	換を行い、農業信用				
信用基金及び農業信用基金	信用基金及び農業信用基金	信用基金及び農業信用基金	約締結機関数	保証契約を締結。	保証保険制度の普及				
協会の信用補完機能の発揮に	協会の信用補完機能の発揮に	協会の信用補完機能の発揮に	○ 融資機関等関係機		推進及び利用促進の				
向けて、農業信用基金協会と一	向けて、農業信用基金協会と一	向けて、農業信用基金協会と一	関に対する普及推	○ 融資機関等から聴取した意見や要望、平成 31	取組を実施したこと				

体となって、融資機関等関係機関への訪問等により積極的な情報交換を行い、農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。

取組に際しては、銀行、信用 金庫、信用組合等融資機関に対 し、積極的な働きかけを実施 し、銀行、信用金庫、信用組合 等と農業信用基金協会との保 証契約の拡大等が図られるよ うにする。

#### 【指標】

- 銀行・信用金庫・信用組合 等と農業信用基金協会との 保証契約締結機関数(平成28 年度末までの実績:のべ234 機関)
- 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況(意見交換回数等)

#### <想定される外部要因>

・銀行・信用金庫・信用組合 等との保証契約は、信用基金 が直接契約を締結するもの ではなく、農業信用基金協会 が締結するものであること や融資機関の経営方針とび 農業融資への取組方針によっては契約に至らない融資 機関も存在することから、と して考慮するものと する。

#### 【重要度:高】

・ 法人経営体の増加や他産業 からの参入などにより、農業 者等の資金調達について、多 様な融資機関が利用される ようになっていることから、 農業者等が選択した融資機 関の業態に関わらず同等・同 質の保証を円滑かつ適切に 体となって、融資機関等関係機関への訪問等により積極的な情報交換を行い、農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。

取組に際しては、銀行、信用 金庫、信用組合等融資機関に対 し、積極的な働きかけを実施 し、銀行、信用金庫、信用組合 等と農業信用基金協会との保 証契約の拡大等が図られるよ うにする。

#### 【指標】

- 銀行・信用金庫・信用組合 等と農業信用基金協会との 保証契約締結機関数
- 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況
- 農業団体等関係機関との意見交換回数:年3回以上
- 銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換回数

体となって、融資機関等関係機関への訪問等により積極的な情報交換を行い、農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。

取組に際しては、銀行、信用 金庫、信用組合等融資機関に対 し、積極的な働きかけを実施 し、銀行、信用金庫、信用組合 等と農業信用基金協会との保 証契約の拡大等が図られるよ うにする。

#### 【指標】

- 銀行・信用金庫・信用組合 等と農業信用基金協会との 保証契約締結機関数
- 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況
- 農業団体等関係機関との意見交換回数:年3回以上
- ・ 銀行・信用金庫・信用組合 等との意見交換回数:年20回 以上

進・利用促進の取組 状況

- ・ 農業団体等関係機 関との意見交換回 数:年3回以上
- 銀行・信用金庫・信 用組合等との意見交 換回数:年20回以上

<評価の視点> 農業信用保証保険制度 の普及推進及び利用促 進の取組を実施し、、農 業者等が融資機関から 変金調達に際して可能 となるよう環境の整備 を推進しているか 年度の対応方針等を「融資機関等に対する農業信用保証保険制度の普及推進・利用促進の取組について」として取りまとめ、平成31年2月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行った。

その内容は、信用基金ウェブサイトで公表して いる。

http://www.jaffic.go.jp/whats\_kikin/ unei/nou/uneiiinkai-nou.html から、Bとする。

<課題と対応>

提供することが必要となっ			
ている。信用基金・農業信用			
基金協会がそれぞれの役割			
を踏まえつつ、農業信用保証			
保険制度の保険業務を行う			
全国組織である信用基金が、			
農業信用基金協会と一体と			
なって、銀行、信用金庫、信			
用組合等に対する農業信用			
保証保険制度の普及推進・利			
用促進の取組を行い、上記の			
保証契約の拡大等を図るこ			
とが重要であるため。			

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評定

В

<評定に至った理由>

自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

<その他事項>

## 5. その他参考情報

農業信用保険勘定において、決算額が予算額を2割程度下回っているが、これは、保険事故が当初の見込みを下回ったことによる保険金支払の減少が主な要因であるため、予算額と決算額が乖離することに 特段の問題があるとは認められない。

農家生活改善資金

第1-1-(2) 農業信用保険業務-適切な保険料率・貸付金利の設定

#### 2. 主な経年データ (参考) 30 年度 令和元年度 2 年度 3年度 4 年度 (参考情報) ・評価対象となる指標 指標 平成 29 年度 (2018年度) (2019年度) (2020年度) (2021年度) (2022年度) 当該年度までの累積値等、必要な情報 (2017年度) 主な資金の保険料率 (保証保険) 年 0.06%又は 年 0.06%又は 年 0.06%又は 農業経営改善資金 特定 年 0.18% 年 0.18% 年 0.18% 資金 年 0.18%又は 年 0.18%又は 年 0.18%又は 農業経営維持資金 年 0.34% 年 0.34% 年 0.34% 年 0.16%又は 年 0.16%又は 年 0.16%又は 農業施設資金 年 0.28% 年 0.28% 年 0.22% 年 0.14%又は 年 0.14%又は 年 0.14%又は 農業運転資金 年 0.26% 年 0.26% 年 0.26% 農家経済安定施設資金 年 0.11% 年 0.11% 年 0.09%

年 0.21%

年 0.26%

年 0.26%

3. 各事業年度の業務に係る目標、	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	開計画 年度計画 主な詩		法人の業務実績・自己評価			
中朔日保	中期計画	4-及訂画	主な評価指標	業務実績	自己評価		
(2) 適切な保険料率・貸付金利の	(2) 適切な保険料率・貸付金利の	(2) 適切な保険料率・貸付金利の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>		
設定	設定	設定	なし	ア 適切な水準の保険料率の設定	評定: B		
ア 保険料率については、適正	ア 保険料率については、適正	ア 保険料率については、適正		○ 平成 30 年 12 月に開催した料率算定委員会	料率算定委員会にお		
な業務運営を行うことを前	な業務運営を行うことを前	な業務運営を行うことを前	<その他の指標>	において、保険料率水準の点検を実施し、以下	いて点検を実施した		
提として、農業の特性を踏ま	提として、農業の特性を踏ま	提として、農業の特性を踏ま	なし	のとおり保険料率の見直しを行うこととした。	結果、保険料率の引		
えつつ、リスクを勘案した適	えつつ、リスクを勘案した適	えつつ、リスクを勘案した適		<ul><li>農業経営改善資金及び農業経営維持資金</li></ul>	下げを行うととも		
切な水準に設定する。	切な水準に設定する。	切な水準に設定する。	<評価の視点>	については、収支均衡料率が現行保険料率を	に、災害特例保険料		
その際、収支均衡に向け	その際、収支均衡に向け	その際、収支均衡に向け	業務収支の状況や保険	上回っており、引上げも検討すべきところで	率の適用の見直しを		
て、業務収支の状況や保険事	て、業務収支の状況や保険事	て、業務収支の状況や保険事	事故の発生状況の実態	あるが、資金の政策性等を踏まえて、据置き	行うこととした。ま		
故の発生状況の実態等を踏	故の発生状況の実態等を踏	故の発生状況の実態等を踏	等を踏まえ、料率の点	・ 農業運転資金については、収支均衡料率と	た、信用リスクに応		
まえ、毎年度、料率算定委員	まえ、毎年度、料率算定委員	まえ、料率算定委員会におい	検は行われているか	現行保険料率が同水準であることから、据置	じた保証・保険料率		
会において保険料率水準の	会において保険料率水準の	て保険料率水準の点検を実	信用リスク評価の精緻	き	については、検討の		
点検を実施し、必要に応じ	点検を実施し、必要に応じ	施し、必要に応じて、保険料	化による保証・保険料	<ul><li>農業施設資金、農家経済安定施設資金及び</li></ul>	経緯等を取りまと		
て、保険料率の見直しを行	て、保険料率の見直しを行	率の見直しを行う。	率の導入に向けた取組	農家生活改善資金については、収支均衡料率	め、システム構築に		
う。	う。	イ 信用リスクに応じた保証・	は行われているか	が現行保険料率を下回っており、資金全体で	向けて検討を行っ		
<目標水準の考え方>	イ 信用リスクに応じた保証・	保険料率について、農業の事	基金協会に対する貸付	の収支均衡料率と現行保険料率の差が約2	た。		
・ 保険料率については、収支	保険料率について、農業の事	業の特性を踏まえた借入者	金利は、適切な水準に	割であることから、約2割の引下げ	これらのことから、		
相等の原則に基づいて設定	業の特性を踏まえつつ、借入	の信用リスク評価の精緻化	設定されているか		Bとする。		
することを基本として、保険	者の信用リスク評価の精緻	(デフォルト率の算定) によ		○ また、料率算定委員会において、優遇料率(※			
料率水準の点検を毎年度実	化(デフォルト率の算定)に	る保証・保険料率の導入に向		1)及び災害特例保険料率(※2)について検	<課題と対応>		
施するとともに、必要に応じ	よる保証・保険料率の導入に	け、平成 27 年度から開始し		証を行い、	_		

<sup>(</sup>注)上記のほかに、農業経営改善資金、農業経営維持資金、農業施設資金及び農業運転資金について災害特例保険料率を設けている。

て見直すことが適当。

#### 【重要度:高】

- ・ 保険料は、保険事業を継続 的・安定的に実施するための 不可欠の要素であり、業務収 支の均衡に向けてその水準 について不断の見直しを行 うことが重要であるため。
- イ 信用リスクに応じた保証・ 保険料率について、農業の事 業の特性を踏まえつつ、借入 者の信用リスク評価の精緻 化 (デフォルト率の算定)に よる保証・保険料率の導入に 向けて検討を進める。

検討に当たっては、蓄積した借入者の与信データを分析して、農業信用基金協会と連携を図りつつ、中期目標期間の最終年度までに、システム構築を計画的に行う。

#### <目標水準の考え方>

・ デフォルト率の算定に当たっては、一定のデータ(財務データ、デフォルトデータ等)の蓄積が必要であり、取組を開始した平成27年度から蓄積されたデータを基に、計画的なシステム構築及び精緻化モデルの試行期間を踏まえると、最終年度までの導入が適当。

#### <想定される外部要因>

・ 借入者のデフォルトは、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、借入者の信用リスク評価の精緻化を行うために必要なデフォルトデータの蓄積が進まないことも想定されるため、評価において考慮するものとする。

#### 【重要度:高】

・ 信用リスク評価の精緻化に よる保証・保険料率の設定の 向けて検討を進める。

検討に当たっては、取組を 開始した平成27年度から蓄 積された借入者の与信デー タを分析して、農業信用基金 協会等と連携を図りつつ、中 期目標期間の最終年度まで に、システム構築を計画的に 行う。

ウ 農業信用基金協会に対す る貸付金利については、貸付 目的、市中金利等を考慮した 適切な水準に設定する。

- た借入者の与信データの蓄積を引き続き行うとともに、 農業信用基金協会等と連携を図りながら検討・取りまとめを行い、システム構築に向けて取り組む。
- ウ 農業信用基金協会に対す る貸付金利については、貸付 目的、市中金利等を考慮した 適切な水準に設定する。

- ・ 優遇料率については、その適用による保険 料収入減に係る負担が今後増加していくこ とが見込まれるため、借入者の信用リスクに 応じた保険料率を速やかに導入して、これに 代替えさせるべき
- 災害特例保険料率については、①基金協会が行う保証料率の引下げ幅に応じて変動させる、②激甚災害以外の災害にも適用するとの見直しを検討する。

との結論を得た。このうち、優遇料率については令和2年4月から廃止、また、災害特例保険料率については平成31年4月から基金協会が行う保証料率の引下げ幅等に応じて変動させるとともに激甚災害以外の災害にも適用することとした。

- (※1)直近3期分の決算書等のデータを基にしてスコアリングを行い、一定の要件を満たす者を対象に適用。
- (※2)激甚災害等の被災農業者が農業経営の再 建を図る場合に適用。
- 料率算定委員会の結果については、従来はリスク管理委員会に報告していたが、平成30年度より業務の透明性を高め、実質のある議論を行うため運営委員会にも報告を行うこととし、平成31年2月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行った。その内容は、信用基金ウェブサイトで公表している。

http://www.jaffic.go.jp/whats\_kikin/
unei/nou/uneijinkai-nou.html

- イ 信用リスクに広じた保証・保険料率
- 借入者の信用リスクに応じた保証・保険料率 の導入に向けて、引き続き、スコアリング対象 案件に係る借入者の与信データを蓄積した。
- また、①これまでの検討の経緯、②優遇料率 の適用とこれに対する評価、③リスクに応じ た料率の適用についての事例研究等を取りま とめ、運営委員会等において説明を行うなど、 基金協会や主務省と連携し、システム構築に 向けて検討を行った。
- ウ 適切な水準の貸付金利の設定 日本銀行が公表する「預金種類別店頭表示金利

取組は、農業者等の経営努力			の平均年利率等について」における預入期間ごと	
を保証・保険料に反映するた			の利率に2分の1を乗じて得た利率を、引き続き	
めのものであり、農業者等の			適用した。	
自主性と創意工夫を活かし				
た経営改善の取組を支援す				
る重要なものであるため。				
ウ 農業信用基金協会に対す				
る貸付金利については、貸付				
目的、市中金利等を考慮した				
適切な水準に設定する。				
4. 主務大臣による評価				
	主務大臣によ	る評価		
評定			В	
<評定に至った理由>				
自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたた	こめ。			
   <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>				
「日间事項、未物産百工の味趣及の収音が来り				
<その他事項>				
5. その他参考情報				

の方策について導入効果を

毎年度検証するとともに、必

第1-1-(3) 農業信用保険業務-保険事故率の低減に向けた取組

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

の方策について導入効果を

毎年度検証するとともに、農

2.	主	な経	年	デー	- タ

・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保険引受累計額① (百万円)	_	1, 755, 368	402, 440					
今期保険金支払額 ② (今期引き受けた案件の み)(百万円)	_	668	3					
保険事故率(②÷①×保 険てん補率)	中期目標期間中 の保険事故率: 0.15%以下	0.05%	0.00%					

O. I FAT X VAMON OF IN	HEI NUNNIN I KII MICH OL						
中期日博	中期目標中期目標中期計画年度計画		主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			
中期日標	中期計画 	年度計画	土な評価指標	業務実績	自己評価		
(3) 保険事故率の低減に向けた	(3) 保険事故率の低減に向けた	(3) 保険事故率の低減に向けた	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>		
取組	取組	取組	○ 中期目標期間中の	ア 適正な引受・支払審査に向けた協議の実施等	評定: B		
中期目標期間中に保険契約	中期目標期間中に保険契約	中期目標期間中に保険契約	保険事故率: 0.15%	○ 基金協会との協議を、以下のとおり実施し	保険事故率が抑制さ		
を締結した案件の保険事故率	を締結した案件の保険事故率	を締結した案件の保険事故率	以下	<i>7</i> E.	れるよう、事前協議		
が抑制されるよう、以下の取組	が抑制されるよう、以下の取組	が抑制されるよう、以下の取組		・ 保証要綱等の制定・改定に伴う協議 165 件	等の取組を行ったこ		
を行う。	を行う。	を行う。	<その他の指標>	(平成 29 年度 199 件)	とから、Bとする。		
ア 農業信用基金協会におい	ア 農業信用基金協会におい	ア 農業信用基金協会におい	なし	・ 大口保険引受案件の事前協議 489 件の全			
て適正な引受審査や代位弁	て適正な引受審査や代位弁	て適正な引受審査や代位弁		件(条件変更を含む)(平成 29 年度 537 件)	<課題と対応>		
済が行われるよう、農業信用	済が行われるよう、農業信用	済が行われるよう、農業信用	<評価の視点>	・ 大口保険金請求案件の事前協議 13 件の	_		
基金協会の保証要綱等の制	基金協会の保証要綱等の制	基金協会の保証要綱等の制	保険事故率の低減に向	全件 (平成 29 年度 9 件)			
定・改正に伴う協議並びに大	定・改正に伴う協議並びに大	定・改正に伴う協議並びに大	けて、基金協会との協				
口保険引受案件及び大口保	口保険引受案件及び大口保	口保険引受案件及び大口保	議、融資機関との適切	○ 基金協会の保証審査能力の向上に資するた			
険金請求案件の事前協議を	険金請求案件の事前協議を	険金請求案件の事前協議を	なリスク分担、期中管	め、平成 30 年 8 月に基金協会向けの研修会を			
全件について確実に実施す	全件について確実に実施す	全件について確実に実施す	理等の取組は行われて	開催した。			
る。	る。	る。	いるか				
イ 融資機関との適切なリス	イ 融資機関との適切なリス	イ 融資機関との適切なリス		○ 保険金支払の適切性を確保するため、平成			
ク分担を図るとの観点から、	ク分担を図るとの観点から、	ク分担を図るとの観点から、		30年10月以降の大口保険金請求案件の事前協			
農業者等の負担や国庫負担	農業者等の負担や国庫負担	農業者等の負担や国庫負担		議について、設備資金の使途を確認するための			
の増加を避けることに留意	の増加を避けることに留意	の増加を避けることに留意		疎明書類(領収書の写し、振込依頼書の写し等)			
しつつ、現在実施している部	しつつ、現在実施している部	しつつ、現在実施している部		を添付書類として追加し、信用基金においても			
分保証やペナルティー方式	分保証やペナルティー方式	分保証やペナルティー方式		設備資金の使途確認を行った。			
(代位弁済時等に一定額を	(代位弁済時等に一定額を	(代位弁済時等に一定額を					
融資機関が負担する方式)等	融資機関が負担する方式)等	融資機関が負担する方式)等		イ 融資機関との適切なリスク分担			

○ 平成 30 年 12 月に開催した業務運営の検証

委員会において、現在実施している部分保証や

の方策について導入効果を

検証するとともに、農業信用

要に応じて方策を拡充する。 ウ 農業信用基金協会及び融 資機関と連携を強化し、大口 保険引受先を中心に現地協 議の実施や期中管理を通じ て、必要に応じ農業信用基金 協会が行う期中管理の改善 を求めるなど、保険事故の未 然防止に努める。

#### 【指標】

中期目標期間中の保険事 故率(直近5年の平均実績: 0.15%)

#### <想定される外部要因>

・ 保険事故については、経済 情勢、国際環境の変化、災害 の発生、法令の変更等の影響 を受けるものであるため、評 価において考慮するものと する。 業信用基金協会との意見交換 等を行うなど連携を深めつ つ、必要に応じて方策を拡充 する。

ウ 農業信用基金協会及び融 資機関と連携を強化し、大口 保険引受先を中心に現地協 議の実施や期中管理を通じ て、必要に応じ農業信用基金 協会等が行う期中管理の改 善を求めるなど、保険事故の 未然防止に努める。

#### 【指標】

中期目標期間中の保険事故率: 0.15%以下

基金協会との意見交換等を行 うなど連携を深めつつ、必要 に応じて方策を拡充する。

ウ 農業信用基金協会及、大 資機関と連携を強化し、現地 資機関引受先を中心に現地で理先以 原体の実施や要管理の期によい 分類告を要性のとにで理の 報を受性をといる。 を受けるといるといる。 を対し、の進 とでででは、 ででででででででででいる。 を対し、の進 をでいるといるといると を対し、のは、 をでいるととに、 でででででいる。 をでいるといると をいるととにより にののまたがのの、 にのの、 をでいるとにより にのの、 にいる。 にい

#### 【指標】

○ 中期目標期間中の保険事 故率:0.15%以下 ペナルティー方式等の方策について導入効果 の検証を行い、

- ・ 部分保証やペナルティー方式については、 融資機関と基金協会の間の債務保証契約書 によって実施されており、保険事故率の低減 に効果があると思われ、基金協会及び融資機 関の取組を注視する、
- 大口保険引受の事前協議については、その 導入以降、信用基金と基金協会の審査目線の 統一化が図られるなど、保険事故率の低減に 効果。

審査水準の向上と信用基金における審査 の迅速化の兼ね合いを見ながら、今後とも適 切に引受審査を実施する こととした。

○ 業務運営の検証委員会の結果については、従来はリスク管理委員会に報告していたが、平成30年度より運営委員会にも報告を行うこととし、平成31年2月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行った。

その内容は、信用基金ウェブサイトで公表している。

http://www.jaffic.go.jp/whats\_kikin/
unei/nou/uneiiinkai-nou.html

- 部分保証の引受実績は、108件(平成29年 度88件)。
- ウ 大口保険引受先を中心とした期中管理報告や 現地協議の実施
- 平成30年7月末までに、保証保険について38基金協会から要管理特定事前協議被保証者201者の財務状況等を踏まえた期中管理方針の報告を、融資保険について6融資機関から12融資先の直近の財務状況等の報告をそれぞれ受けて、保険引受案件の状況把握を行った。この結果、期中管理の改善を求める事案はなかった。
- 現地協議を実施した8基金協会において、要 管理特定事前協議被保証者の期中管理方針で 報告を受けた経営不振に陥っている先の現況 や基金協会の対応状況を確認した。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
新定	В
<評定に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。	
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	
<その他事項>	

# 5. その他参考情報

第1-1-(4) 農業信用保険業務-求償権の管理・回収の取組

2. 主な経年データ								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3 年度 (2021 年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入実績(百万円)	_	2,722	2, 395					
回収向上に向けた取組の実施状況								
回収実績の進捗管理実 施回数	年8回以上	8日	10 回					
現地協議の実施先数	年8先以上	7 回	8回					
会議・研修の開催回数	年1回以上	1回	1回					
農業信用基金協会が行 う管理・回収のための 会議への出席回数	年3回以上	3回	3 回					
大口求償債務者の現況 調査の実施回数	年1回以上	1 回	1 回					

3. 各事業年度の業務に係る目標、	計画、業務実績、年度評価に係る自					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	Б	
中期日標	中朔計画	<b>平</b> 及訂画	土な計価指係	業務実績	自己評価	
(4) 求償権の管理・回収の取組	(4) 求償権の管理・回収の取組	(4) 求償権の管理・回収の取組	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	
農業信用基金協会の求償権	農業信用基金協会の求償権	農業信用基金協会の求償権	なし	○ 各基金協会の回収納付金実績について、前年度	評定: B	
の行使による回収については、	の行使による回収については、	の行使による回収については、		同期実績との比較、進捗管理を毎月行うととも	回収実績の進捗管理	
回収実績の進捗管理や農業信	回収実績の進捗管理や農業信	回収実績の進捗管理や農業信	<その他の指標>	に、8基金協会との現地協議を通じて状況を把握	や基金協会との現地	
用基金協会との現地協議の実	用基金協会との現地協議の実	用基金協会との現地協議の実	○ 回収向上に向けた	し、求償権の回収努力を依頼するなど、求償権回	協議の実施等、回収	
施等、回収向上に向けた取組を	施等、回収向上に向けた取組を	施等、回収向上に向けた取組を	取組の実施状況	収の一層の促進に取り組んだ。	向上に向けた取組を	
着実に行う。	着実に行う。	着実に行う。	<ul><li>回収実績の進捗管</li></ul>		着実に行ったことか	
【指標】	【指標】	【指標】	理実施回数:年8回	○ 大口求償債務者の回収見込額、回収原資及び回	ら、Bとする。	
○ 回収向上に向けた取組の	○ 回収向上に向けた取組の	○ 回収向上に向けた取組の	以上	収方針について、求償権の管理・回収の強化を図		
実施状況(回収実績の進捗管	実施状況	実施状況	<ul><li>現地協議の実施先</li></ul>	るため、8基金協会と現地協議を実施した。	<課題と対応>	
理状況、現地協議実施状況、	<ul><li>回収実績の進捗管理実施回</li></ul>	<ul><li>回収実績の進捗管理実施回</li></ul>	数:年8先以上		_	
会議・研修等開催状況等)	数:年8回以上	数:年8回以上	<ul><li>会議・研修の開催</li></ul>	○ 事業計画における回収納付額が5千万円以上		
	・ 現地協議の実施先数:年8	・ 現地協議の実施先数:年8	回数:年1回以上	の基金協会に対して内容照会を行い、求償権の回		
	先以上	先以上	<ul> <li>農業信用基金協会</li> </ul>	収努力・促進を依頼した。		
	・ 会議・研修の開催回数:年	・ 会議・研修の開催回数:年	が行う管理・回収の			
	1回以上	1回以上	ための会議への出席	○ 各基金協会に対して、平成30年12月末時点に		
	・ 農業信用基金協会が行う管	<ul><li>農業信用基金協会が行う管</li></ul>	回数:年3回以上	おける平成 30 年度の回収納付金見込額について		
	理・回収のための会議への出	理・回収のための会議への出	<ul><li>大口求償債務者の</li></ul>	調査を行い、見込額が平成 29 年度の回収納付金		
	席回数:年3回以上	席回数:年3回以上	現況調査の実施回	実績より減少している基金協会に対して、求償権		
	<ul><li>大口求償債務者の現況調査</li></ul>	<ul><li>大口求償債務者の現況調査</li></ul>	数:年1回以上	の回収努力・促進を依頼した。		
	の実施回数:年1回以上	の実施回数:年1回以上				
			<評価の視点>	○ 求償権の回収向上に資するため、平成30年10		

		求償権の回収向上に向けて、回収実績の進捗管理、基金協会との現地協議等の取組は行われているか	月に基金協会向けの研修会を開催した。      基金協会の各地区において開催された管理・回収会議に出席し、求償権の回収努力を依頼した。      基金協会から「大口求償債務者の現況及び今後の回収方針等の報告書」の提出を受け、大口求償債務者の現況等を把握して、回収見込のある案件について、求償権の回収努力・促進を依頼した。      求償権の回収向上に資するため、基金協会から回収事例を収集した。      保険金支払に係る求償権の適正な管理とその円滑な回収に資するため、各基金協会に対して助成金を交付した。
4. 主務大臣による評価	主務大臣によ	る評価	
評定 <評定に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>			В

5. その他参考情報

第1-1-(5) 農業信用保険業務-利用者のニーズの反映等

2.	主な経年デー	タ

3. 五 8 位 7 /							•	•
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
利用者へのアンケート調 査による意見募集回数	年2回以上	2日	2回					
農業者等の全国団体等と の情報・意見交換回数	年3回以上	7回	7 回					
銀行・信用金庫・信用組 合等の全国団体等との情 報・意見交換回数	年2回以上	1 回	3 回					
農業信用基金協会との情 報・意見交換回数	年5回以上	34 囯	35 回					
相談窓口の開設回数	_	_	4 旦					

#### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

(5) 利用者のニーズの反映等
農業信用保証保険制度の利
用者の意見募集を幅広く定期
的に行うとともに、融資機関や
農業者等の全国団体等との情
報及び意見交換を通じて、本制
度に関する利用者のニーズを
把握し、業務運営への適切な反
映と本制度の円滑な運営を図
るために必要な運用の見直し
を行うほか、災害発生時等に必
要に応じて相談窓口を開設し、
農業信用基金協会等と連携し
て対応する。
Filte torr V

中期目標

#### 【指標】

○ 利用者ニーズの反映等状況(意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等)

# (5) 利用者のニーズの反映等

中期計画

農業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関でで、を受ける。 農業者等の全国団体等との情報及で関する利用者への適切を通じて、本がでは、 大変に関する利用者への適切をでいる。 大変に必要な運用の見直とを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設した。 大変に応じて相談窓口を開設し、 農業信用基金協会等と連携して対応する。また、相談や苦に対して適切に対応する。

#### 【指標】

- 利用者ニーズの反映等状況
- ・ 利用者へのアンケート調査 による意見募集回数:年2回 以上
- 農業者等の全国団体等との 情報・意見交換回数:年3回

# (5) 利用者のニーズの反映等

年度計画

農業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や農業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、農業信用基金協会等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。

#### 【指標】

- 利用者ニーズの反映等状況
- ・ 利用者へのアンケート調査 による意見募集回数:年2回 以上
- 農業者等の全国団体等との 情報・意見交換回数:年3回

# <主な定量的指標> なし

主な評価指標

<その他の指標>

- 利用者ニーズの反 映等状況
- 利用者へのアンケート調査による意見 募集回数:年2回以上
- ・ 農業者等の全国団 体等との情報・意見 交換回数:年3回以 上
- ・ 銀行・信用金庫・信 用組合等の全国団体 等との情報・意見交 換回数:年2回以上
- 農業信用基金協会 との情報・意見交換 回数:年5回以上相談窓口の開設回

#### <主要な業務実績>

○ 制度に関する利用者のニーズを把握するため、 農業法人協会や融資機関の全国団体等と幅広く 意見交換を行った。また、基金協会の各地区ブロ ック会議、全国常務者会議、全国代表者会議等に おいて意見交換を行った。

業務実績

法人の業務実績・自己評価

- 基金協会の保証利用の現状・動向を把握するための調査、農協及び銀行等融資機関に対して保証 保険制度や農業融資に対する意識等を把握する ための調査を行った。
- 災害等により被害を受けた農業者等を対象に、 資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等に関す る相談窓口を、4回開設した。

# 自己評価 <自己評価>

# 評定:B 農業法人協会や融資 機関の全国団体等と の情報交換等を通じ て制度に関する利用 者のニーズを把握す

- 者のニーズを把握するとともに、災害発生時には相談窓口を開設し、基金協会等と連携して対応したことから、Bとする。
- <課題と対応>

・ 相談窓口の開設回数・ 相談窓口の開設回数		以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数:年2回以上・ 農業信用基金協会との情報・意見交換回数:年5回以上・ 相談窓口の開設回数	以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数:年2回以上・ 農業信用基金協会との情報・意見交換回数:年5回以上・ 相談窓口の開設回数	制度の利用者のニーズ を把握し、業務運営に 反映させる取組は行わ		
------------------------	--	---	---	--	--	--

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

В

評定

<評定に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

<その他事項>

5. その他参考情報

第1-1-(6)農業信用保険業務-事務処理の適正化及び迅速化

2.	主な経年デー	-タ
----	--------	----

2. 工な性干/ /								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務処理方法についての 点検及び見直しの検討	年1回以上	_	1 旦					
標準処理期間内の処理								
保険通知の処理・保険 料徴収	37 日	99.9%	100.0%					
保険金支払審査	25 日	100.0%	100.0%					
納付回収金の収納	29 日	100.0%	100.0%					
長期資金貸付審査	償還日と同日付 貸付	100.0%	100.0%					
短期資金貸付審査	月3回(5のつく 日)	100.0%	100.0%					
担当部署及び会計部署における点検実施回数	毎月1回以上	毎月2回以上	毎月2回以上					

3. 谷事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る	日己評価	
----------------------------------	------	--

(6) 事務処理の適止化及び迅速
化
利用者の手続面での負担の
軽減や業務の質的向上を図る
ため、次の事項を実施し、適正
な事務処理を行うとともに、そ
の迅速化を図る。

中期目標

ア 保険引受、保険金支払等の 各業務について、利用者の利 便性の向上等に資する観点 から、事務手続の簡素化等業 務処理の方法について毎年 度点検を実施し、必要に応じ て見直しを行う。

#### 【指標】

○ 業務処理方法についての 点検及び見直しの実施状況 イ 保険引受、保険金支払等の 業務について、審査等の適正 性を確保しつつ、標準処理期

(6) 事務処理の適正化及び迅速

中期計画

利用者の手続面での負担の 軽減や業務の質的向上を図る ため、次の事項を実施し、適正 な事務処理を行うとともに、そ の迅速化を図る。

ア 保険引受、保険金支払等の 各業務について、利用者の利 便性の向上等に資する観点 から、事務手続の簡素化等業 務処理の方法について毎年 度点検を実施し、必要に応じ て見直しを行う。

#### 【指標】

- 業務処理方法について の点検及び見直しの実施 狀況
- ・ 業務処理方法についての 点検及び見直しの検討:年

(6) 事務処理の適正化及び迅速

年度計画

利用者の手続面での負担の 軽減や業務の質的向上を図る ため、次の事項を実施し、適正 な事務処理を行うとともに、そ の迅速化を図る。

ア 保険引受、保険金支払等の 各業務について、利用者の利 便性の向上等に資する観点 から、事務手続の簡素化等業 務処理の方法について点検 を実施し、必要に応じて見直 しを行う。

#### 【指標】

- 業務処理方法について の点検及び見直しの実施 狀況
- ・ 業務処理方法についての 点検及び見直しの検討:年 【<評価の視点>

# <主な定量的指標> なし

主な評価指標

<その他の指標>

- 業務処理方法につ いての点検及び見直 しの実施状況
- 業務処理方法につ いての点検及び見直 しの検討:年1回以 F.
- ・ 業務処理方法につ いての見直しの実施 状況
- 担当部署及び会計 部署における点検実 施回数:每月1回以

# <主要な業務実績>

ア 業務処理方法についての点検及び見直しの実 施状況

業務実績

大口保険引受案件の事前協議について審査の 迅速化に資するよう、以下の見直しを行った。

法人の業務実績・自己評価

- 平成30年4月より審査方法を見直し、資金 使涂、業績、返済能力等一定の要件を満たす場 合に計画の実現可能性に係るヒアリングを省 略することとした。
- 大口保険引受案件の事前協議については、事 故の未然防止のため、平成19年度より引受後 保険価額残高1億円以上となる案件を対象に 開始したところであるが、事前協議の定着状 況、事故率等を考慮し、また、円滑な資金融通 のため迅速な審査が求められていることを踏 まえ、平成30年10月より、近代化資金等に係 る事前協議対象となる金額の範囲について、引 受後保険価額残高1億円から2億円に引上げ を行った。

評定: B 大口保険引受案件の 事前協議について、 一定の場合における ヒアリングの省略な ど、審査方法の見直 しを行った。また、 事前協議の対象とな る引受後保険価額残

高について、初めて

引上げを行った。こ

れらを通じて、事前

協議の平均処理日数

自己評価 <自己評価>

の短縮も図られたこ とから、Bとする。

<課題と対応>

間内に案件の処理を行う。

#### <目標水準の考え方>

前中期目標期間において、 目標 (85%以上の処理) の確 実な達成が見込めるため、本 中期目標期間においては、一 層の業務の見直しによる業 務処理の迅速化を求めるた め、目標を 15 ポイント引き 上げ、全ての案件を標準処理 期間内に処理することが適

なお、利用者からの提出書 類・データの不備の補正に要 した期間など、信用基金の責 めに帰すべき事由とならな いものについては、標準処理 期間から除くことが適当。

ウ 保険料の誤徴収事案等の 再発防止策を踏まえ、保険料 及び貸付金利息の徴収に当 たっては、請求・納入の都度、 担当部署及び会計部署にお いて正確性の点検を実施し、 保険料や貸付金利息を確実 に徴収する。

また、貸付金については、 確実に回収する。

#### 【指標】

○ 担当部署及び会計部署にお ける点検実施状況

#### 1 回以上

- ・ 業務処理方法についての 見直しの実施状況
- イ 保険引受、保険金支払等の 業務について、審査等の適正 性を確保しつつ、以下の標準 処理期間内に案件の処理を 行う。
- (ア) 保険通知の処理・保険料 徴収 37 日
- (イ)保険金支払審査 25日
- (ウ)納付回収金の収納 29日
- (エ)貸付審査

農業長期資金 償還日と同日付貸付 農業短期資金

月3回(5のつく日)

ウ 保険料の誤徴収事案等の 再発防止策を踏まえ、保険料 及び貸付金利息の徴収に当 たっては、請求・納入の都度、 担当部署及び会計部署にお いて正確性の点検を実施し、 保険料や貸付金利息を確実 に徴収する。

また、貸付金については、 確実に回収する。

#### 【指標】

○ 担当部署及び会計部署 における点検実施回数:毎 月1回以上

#### 1 回以上

- ・ 業務処理方法についての 見直しの実施状況
- イ 保険引受、保険金支払等の 業務について、審査等の適正 性を確保しつつ、以下の標準 処理期間内に案件の処理を 行う。
- (ア) 保険通知の処理・保険料 徴収 37 日
- (イ)保険金支払審査 25日
- (ウ)納付回収金の収納 29 日
- (エ)貸付審査 農業長期資金 償還日と同日付貸付 農業短期資金

月3回(5のつく日)

ウ 保険料の誤徴収事案等の 再発防止策を踏まえ、保険料 及び貸付金利息の徴収に当 たっては、請求・納入の都度、 担当部署及び会計部署にお いて正確性の点検を実施し、 保険料や貸付金利息を確実 に徴収する。

また、貸付金については、 確実に回収する。

#### 【指標】

○ 担当部署及び会計部署 における点検実施回数:毎 月1回以上

利用者の手続面での負 担の軽減や業務の質的 向上を図るため、事務 処理の適正化及び迅速 化に向けた取組は行わ れているか

- この見直しの結果、大口保険引受案件の事前 協議の平均処理日数は、平成 29 年度下期の 15.5 日から平成30年下期の14.2日に短縮さ れた。
- イ 標準処理期間内の事務処理 事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。
- ウ 保険料や貸付金利息等の確実な徴収
- 保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、 請求・納入の都度、担当部署及び会計部署にお いて複数の職員が正確性の点検を行い、定めら れた納入期日に確実に徴収した。
- 貸付金について、期目どおりに確実に回収し た。

В

4. 主務大臣による評価

評定

<評定に至った理由>

自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

<その他事項>

5. その他参考情報

主務大臣による評価

- 15 -

第1-2-(1) 林業信用保証業務-融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組

2. 主要な経年データ								
・主要なインプット情報(	林業信用保証勘定)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4 年度 (2022 年度)		(参考情報)
予算額(百万円)		12, 63	1					
決算額(百万円)		7, 37	0					
経常費用 (百万円)		1,06	2					
経常収支 (百万円)		△40	8					
行政サービス実施コスト(音	百万円)	48	5					
従事人員数(人)※期初の会	全体数	<b>※</b> 11	0					
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3 年度 (2021 年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保証引受件数	前年度実績以 上	1,047 件 272 億 65 百万円	1,008 件 282 億 62 百万円					
保証引受件数のうち制度 資金に係るものの比率	前年度実績以 上	43.9% 460 件 158 億 33 百万円	43.6% 439 件 170 億 17 百万円					
融資機関等関係機関に対 する普及推進・利用促進の 取組状況								
関係団体、都道府県へ の制度説明回数	年 17 回以上	30 旦	41 回					
融資機関への訪問によ る制度普及回数	年 70 回以上	135 回	112 回					

3. 各事業年度の業務に係る目標、	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標中期計画		年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価					
中朔日保	中朔司四	+   及   回	土な計価相係	業務実績	自己評価				
2 林業信用保証業務	2 林業信用保証業務	2 林業信用保証業務	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>				
(1) 融資機関等に対する普及推	(1) 融資機関等に対する普及推	(1) 融資機関等に対する普及推	なし	○ 平成 30 年度の保証引受は 1,008 件、282 億 62	評定:B				
進・利用促進の取組	進・利用促進の取組	進・利用促進の取組		百万円 (平成 29 年度 1,047 件、272 億 65 百万円)	融資機関等関係団体				
信用基金の信用補完機能の	信用基金の信用補完機能の	信用基金の信用補完機能の	<その他の指標>	であり、継続案件の取りまとめ等により、前年度	への訪問、法令改正				
発揮に向けて、融資機関や林業	発揮に向けて、融資機関や林業	発揮に向けて、融資機関や林業	〇 保証引受件数:前	に比べ件数は39件(3.7%)下回ったものの、制	や制度資金や法令改				
関係団体等への訪問等により	関係団体等への訪問等により	関係団体等への訪問等により	年度実績以上	度の普及推進に積極的に取り組んだ結果、新規・	正についての説明等				
積極的な林業信用保証制度の	積極的な林業信用保証制度の	積極的な林業信用保証制度の	○ 保証引受件数のう	増額の案件は 227 件、64 億 5 百万円(平成 29 年	により積極的な林業				
普及推進及び利用促進に向け	普及推進及び利用促進に向け	普及推進及び利用促進に向け	ち制度資金に係るも	度 206 件、54 億 63 百万円)と増加し、保証引受	信用保証制度の普及				

た取組を実施する。特に、政策 効果の高度発揮の観点から、林 業・木材産業改善資金助成法 (昭和51年法律第42号)又は 林業経営基盤の強化等の促進 のための資金の融通等に関す る暫定措置法(昭和54年法律 第51号。以下「暫定措置法」と いう。)に基づき都道府県知事 の認定を受けた計画の実施に 必要な資金(制度資金)に係る 保証利用を促進する。

#### 【指標】

- 保証引受件数(直近5年の 平均実績:1,260件)
- 保証引受件数のうち制度 資金に係るものの比率(直近 5年の平均実績:50%)
- 融資機関等関係機関に対 する普及推進・利用促進の取 組状況(制度説明回数等)

#### <想定される外部要因>

・ 保証引受件数は、木材の需 給動向等による林業・木材産 業の設備投資や運転資金の 借入額の変動のほか、融資機 関によるプロパー融資の動 向等に影響を受けるもので あることから、評価において 考慮するものとする。 た取組を実施する。特に、政策 効果の高度発揮の観点から、林 業・木材産業改善資金助成法 (昭和51年法律第42号)又は 林業経営基盤の強化等の促進 のための資金の融通等に関す る暫定措置法(昭和54年法) 第51号。以下「暫定措置法」と いう。)に基づき都道府県知事 の認定を受けた計画の実施に 必要な資金(制度資金)に係る 保証利用を促進する。

#### 【指標】

- 保証引受件数
- 保証引受件数のうち制度 資金に係るものの比率
- 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況
- 関係団体、都道府県への制度説明回数:年17回以上
- 融資機関への訪問による制度普及回数

た取組を実施する。特に、政策 効果の高度発揮の観点から、林 業・木材産業改善資金助成法 (昭和 51 年法律第 42 号) 又は

業・木材産業改善資金助成法 (昭和51年法律第42号)又は 林業経営基盤の強化等の促進 のための資金の融通等に関す る暫定措置法(昭和54年法律 第51号。以下「暫定措置法」と いう。)に基づき都道府県知事 の認定を受けた計画の実施に 必要な資金(制度資金)に係る 保証利用を促進する。

#### 【指標】

- 〇 保証引受件数:前年度実績 以上
- 保証引受件数のうち制度 資金に係るものの比率:前年 度実績以上
- 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況
- 関係団体、都道府県への制度説明回数:年17回以上
- 融資機関への訪問による制度普及回数:年70回以上

のの比率:前年度実 績以上

- 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況
- ・関係団体、都道府 県への制度説明回 数:年17回以上
- ・ 融資機関への訪問 による制度普及回 数:年70回以上

<評価の視点> 林業信用保証制度の普 及推進及び利用促進、 制度資金に係る保証利 用促進に向けた取組が 行われているか け金額は9億98百万円 (3.7%) と前年を上回った。

- 保証引受のうち制度資金に係るものは 439 件、 170 億 17 百万円 (平成 29 年度 460 件、158 億 33 百万円)、引受全体に占める割合は件数で 43.6%、 金額で 60.2% (平成 29 年度 43.9%、58.1%) と なり、前年度に比べ件数は 21 件 (0.3%) 下回っ たものの、金額では 11 億 84 百万円 (2.1%) 上 回った。
- 制度の普及推進及び利用促進を図るため、工程表に基づき「普及キャラバン」を実施し、保証制度や制度資金について説明を行うとともに、法令改正により出資持分の払戻しが可能となったこと、保証利用の際の木材産業等高度化推進資金の利率が改定されたこと等の周知に取り組んだ。
  - 関係団体等の会議や研修会への参加 41 回 (平成 29 年度 30 回)
  - 融資機関への訪問 112 回 (平成 29 年度 135 回)
  - 林業成長産業化モデル地域支援保証の申込み 12 件、4億28百万円(平成29年度2件、31百万円)
- 林業信用保証を取り巻く情勢の分析やこれまでの取組の検証に基づき今後の対応方向等を「林業信用保証の利用拡大に向けた戦略的な方策(検討案)」として取りまとめ、平成31年2月に開催した林業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換を行った。

その内容は、信用基金ウェブサイトで公表している。

http://www.jaffic.go.jp/whats\_kikin/ unei/rin/uneiiinkai-rin.html 推進・利用促進に取り組んだ。また、今後の行動計画につながるよう、普及推進・利用促進に向けた戦略的な方策の検討案を取りまとめた。これらのことから、Bとする。

<課題と対応>

\_

4	<b>一级</b>	十五	17 F	ス評価

主務大臣による評価

評定 <評定に至った理由> В

自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

<その他事項>

#### 5. その他参考情報

林業信用保証勘定において、貸付業務に係る決算額が予算額を4割程度下回っているが、これは、貸付先(都道府県)の資金需要を勘案し措置した額に対し、当年度の貸付実績の減少が主な要因であるが、 貸付事業に関しては収支バランスが取れていることから、予算額と決算額に異常性のある乖離は認められない。

第1-2-(2) 林業信用保証業務-適切な保証料率の設定

	2.	主な経年デー	タ
--	----	--------	---

・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3年度 (2021年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保証料率								
一般資金	_	0.20~1.80% (8 段階)	0.20~1.80% (8 段階)	0.20~1.80% (8 段階)				
制度資金(木材産業等高度化推進資金4倍協調等)	_	0.15~1.35% (8 段階)	0.15~1.35% (8 段階)	0.15~1.35% (8 段階)				
制度資金(林業・木材産 業改善資金等)	_	0.10~0.90% (8 段階)	0. 10~0. 90% (8 段階)	0.10~0.90% (8 段階)				

3	各事業年度の業務に係る目標。	計画	業務実績	年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
中朔日悰 	中期計画	午及計画	土な評価指標	業務実績	自己評価
(2) 適切な保証料率の設定	(2) 適切な保証料率の設定	(2) 適切な保証料率の設定	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>
保証料率については、適正な	保証料率については、適正な	保証料率については、適正な	なし	○ 平成 30 年 12 月に開催した料率算定委員会に	評定: B
業務運営を行うことを前提と	業務運営を行うことを前提と	業務運営を行うことを前提と		おいて、業務収支から見た保証料率、政策性を踏	料率算定委員会にお
して、林業の特性を踏まえつ	して、林業の特性を踏まえつ	して、林業の特性を踏まえつ	<その他の指標>	まえた保証料率、被保証者の財務状況に応じた保	いて、業務収支や代
つ、リスクを勘案した適切な水	つ、リスクを勘案した適切な水	つ、リスクを勘案した適切な水	なし	証料率の3つの観点から点検を行った。	位弁済の状況等を踏
準に設定する。	準に設定する。	準に設定する。		その結果、	まえ、保証料率水準
その際、収支均衡に向けて、	その際、収支均衡に向けて、	その際、収支均衡に向けて、	<評価の視点>	・ 政府事業交付金を加味した業務収支は、おお	の点検を実施したこ
業務収支の状況や代位弁済の	業務収支の状況や代位弁済の	業務収支の状況や代位弁済の	業務収支の状況や代位	むね均衡。	とから、Bとする。
発生状況の実態等を踏まえ、毎	発生状況の実態等を踏まえ、毎	発生状況の実態等を踏まえ、料	弁済の発生状況の実態	・ 資金ごとの代位弁済リスクに大きな差異は	
年度、料率算定委員会において	年度、料率算定委員会において	率算定委員会において保証料	等を踏まえ、料率の点	見られない。	<課題と対応>
保証料率水準の点検を実施し、	保証料率水準の点検を実施し、	率水準の点検を実施し、必要に	検、検討は行われてい	・ 被保証者の財務状況に応じた8区分の保証	_
必要に応じて、保証料率の見直	必要に応じて、保証料率の見直	応じて、保証料率の見直しを行	るか	料率については、①財務状況による8区分のう	
しを行う。	しを行う。	う。		ち下位4区分に格付される者の代位弁済リス	
<目標水準の考え方>				クが高く、これらの者に政府事業交付金が充	
・ 保証料率については、収支				当、②金額規模について、政府事業交付金を加	
相等の原則に基づいて設定				味すれば、収支均衡。	
することを基本として、保証				・ 業界から保証料率の引下げを求める声もあ	
料率水準の点検を毎年度実				るが、政府事業交付金を前提としての収支均衡	
施するとともに、必要に応じ				を踏まえれば、引下げには慎重。	
て見直すことが適当。				・ 制度資金の保証料率を低く設定することは、	
【重要度:高】				政策効果の発揮の視点から相当。また、被保証	
<ul><li>保証料は、保証事業を継続</li></ul>				者の財務状況等に応じた保証料率は、信用保証	
的・安定的に実施するための				協会の保証料率とバランス。	
不可欠の要素であり、業務収				以上のことから、現行の保証料率の体系を据え置	
支の均衡に向けてその水準				くことが適当と判断した。	

について不断の見直しを行 うことが重要であるため。		○ 料率算定委員会の結果については、従来はリスク管理委員会に報告していたが、平成30年度より業務の透明性を高め、実質のある議論を行うため運営委員会にも報告を行うこととし、平成31年2月に開催した林業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換を行った。 その内容は、信用基金ウェブサイトで公表している。 http://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/rin/uneiinkai-rin.html
	<u> </u>	
4. 主務大臣による評価		
1. TW//P/1-8 OH III	主務大臣による	く評価
	工物人民によっ	NH IM
評定		В
<評定に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認	できたため。	, <del>-</del>
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>		
<その他事項>		
5. その他参考情報		

第1-2-(3)林業信用保証業務-代位弁済率の低減に向けた取組

		(参考)						
・評価対象となる指標	指標	平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情
今期保証引受累計額①	_	148, 427	28, 262					

(百万円) 今期代位弁済額 (今期引き受けた案件の 1,670 158 み)(百万円) 中期目標期間中 代位弁済率 (②÷①) の代位弁済率: 1.13% 0.56%2.03%以下

3. 各事業年度の業務に係る目標、	計画、業務実績、年度評価に係る自	1己評価				
中期目標	中期計画	中期計画年度計画		法人の業務実績・自己評価		
中朔日悰	中朔司四	<b>平</b> 及前回	主な評価指標	業務実績	自己評価	
(3) 代位弁済率の低減に向けた	(3) 代位弁済率の低減に向けた	(3) 代位弁済率の低減に向けた	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	
取組	取組	取組	○ 中期目標期間中の	ア 保証審査協議会への付議及び融資機関との情	評定: B	
中期目標期間中に保証契約	中期目標期間中に保証契約	中期目標期間中に保証契約	代位弁済率:2.03%	報共有	代位弁済率が抑制さ	
を締結した案件の代位弁済率	を締結した案件の代位弁済率	を締結した案件の代位弁済率	以下	○ 適正な引受審査	れるよう適正な審査	
が抑制されるよう、以下の取組	が抑制されるよう、以下の取組	が抑制されるよう、以下の取組		新規・増額・財務内容不良案件等について、	及び適切な期中管	
を行う。	を行う。	を行う。	<その他の指標>	債務保証審査協議会に付議した結果、財務内容	理、部分保証や融資	
ア 財務状況の的確な判断等	ア 財務状況の的確な判断等	ア 財務状況や林業者等の特	なし	不良等による拒否や取下げ・再協議等は、378	機関のプロパー融資	
による適正な審査を目的と	による適正な審査を目的と	性を踏まえた的確な判断等		件中 12 件であった。(平成 29 年度 355 件中 9	との組み合わせに取	
する保証審査協議会への付	する保証審査協議会への付	による適正な審査を目的と	<評価の視点>	件)	り組んだほか、融資	
議、期中管理のための融資機	議、期中管理のための融資機	する保証審査協議会への付	代位弁済率の低減に向		機関と適切に情報の	
関との情報共有の取組を進	関との情報共有の取組を進	議、融資機関との間での財務	けて、適正な審査の実	○ 融資機関との情報共有	共有を行ったことか	
める。	める。	諸表や経営改善計画の進捗	施、部分保証や融資機	保証審査時に融資機関から事案の内容や支	ら、Bとする。	
イ 融資機関との適切なリス	イ 融資機関との適切なリス	状況等の情報共有の取組を	関のプロパー融資との	援方針等を聴取する一方、信用基金からも林		
ク分担を図るとの観点から、	ク分担を図るとの観点から、	進める。	組み合わせによる融資	業・木材産業の状況や保証利用に係る要件等を	<課題と対応>	
林業者等の負担や国庫負担	林業者等の負担や国庫負担	イ 融資機関との適切なリス	機関とのリスク分担等	説明し、審査に必要な情報を互いに共有した。		
の増加を避けることに留意	の増加を避けることに留意	ク分担を図るとの観点から、	の取組は行われている			
しつつ、部分保証や融資機関	しつつ、部分保証や融資機関	林業者等の負担や国庫負担	か	○ 適切な期中管理等		
のプロパー融資との組み合	のプロパー融資との組み合	の増加を避けることに留意		<ul><li>実質管理案件については管理表を作成し、</li></ul>		
わせを推進する。	わせを推進する。	しつつ、部分保証や融資機関		半年ごとに融資機関を通じて収集した財務		
【指標】	【指標】	のプロパー融資との組み合		状況や借入金の返済状況等を確認するなど、		
○ 中期目標期間中の代位弁	○ 中期目標期間中の代位弁	わせを推進する。		適切に期中管理を行った。		
済率(直近5年の平均実績:	済率:2.03%以下	【指標】		・ 経営状況が悪化した保証先について、専門		
2. 03%)		○ 中期目標期間中の代位弁		家を交えた事業再生計画の進捗等について		
<想定される外部要因>		済率:2.03%以下		議論する再生支援協議会等主催のバンクミ		
・ 代位弁済については、経済				ーティングに出席した(27 件)。(平成 29 年		

情勢、国際環境の変化、災害	度 14 件)融資機関協調支援の場合には保証
の発生、法令の変更等の影響	機関として協調する等、保証先の経営健全化
を受けるものであるため、評	への支援に向けた管理を行った。
価において考慮するものと	
する。	イ 融資機関との適切なリスク分担
	○ 融資機関の責任を求めることにより代位弁
	済のリスク軽減が期待される部分保証(80%保
	証) や融資機関のプロパー融資との組み合わせ
	を推進した。部分保証の引受実績は、329件、
	部分保証の案件の割合は 32.6% (平成 29 年度
	351件、33.5%)。
	○ 他方、財務内容が良好な者を対象として、保
	証料率低減等のインセンティブを付した「ウッ
	ド・サポート 5000 及び「ログ・プロダクツ
	3000 の利用を促進した。引受実績は、前者が
	18 件、6 億 12 百万円(平成 29 年度 25 件、7
	(意) (18 日 2 日 7 日 (千成 29 千度 25 千、7 日 6 30 百万円)、後者が 16 件、 2 億 39 百万円
	(平成 29 年度 19 件、 2 億 47 百万円)。
	(平成 29 平及 19 件、 2 lls 41 日刀円)。

4.	主務大臣による評価	

主務大臣による評価

評定

В

<評定に至った理由>

自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

<その他事項>

# 5. その他参考情報

第1-2-(4) 林業信用保証業務-求償権の管理・回収の取組

2. 主な経年データ								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3 年度 (2021 年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入実績(百万円)		269	281					
回収向上に向けた取組の実施状況								
全求償権の回収方策等 に関する検討会の開催 回数	年2回以上	2日	2 回					
弁済が滞っている先へ の催告回数	年2回以上	3回	2日					
債権回収業者との打合 せ回数	年2回以上	2回	3 回					

せ回数	平 2 固以工	2 🖽	5 回							
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価										
中期目標		中期計画	任	度計画	主な評価指標		法人の業務実績・自己評価			
1 列口保		1,29111112		及町画	工,4411両11日1次		業務実績		自己評価	
(4) 求償権の管理・回収の取	組 (4) 求償	権の管理・回収の取組	(4) 求償権の	<b>管理・回収の取組</b>	<主な定量的指標>	<主要な業績	務実績>		<自己評価>	
求償権の回収については	、求 求償	権の回収については、	求 求償権の国	回収については、求	なし	○ 全求償村	権の回収方策等に関す	├る検討	評定: B	
償債務者の特質に応じた[	回収 償債務	者の特質に応じた回り	収 償債務者の	特質に応じた回収		全求償村	権先における回収の記	進捗状況を確認す	求償権の回収向上に	
方策を検討し、催告頻度の:	増加 方策を	検討し、催告頻度の増	加 方策を検討	、催告頻度の増加	<その他の指標>	るため、回	回収方策等に関する検	討会を2回(平成	向けて着実に取り組	
や債権回収業者(サービサ	ー) や債権	回収業者(サービサー	や債権回収対	業者 (サービサー)	○ 回収向上に向け	た 30年9月	及び平成 31 年 3 月)	開催した。回収の	んだことから、Bと	
の効果的な活用等、回収向	上にの効果	的な活用等、回収向上	こ の効果的な液	舌用等、回収向上に	取組の実施状況	進まないタ	先に対して、催告書の	送付、現地訪問に	する。	
向けた取組を着実に行う。	向けた	取組を着実に行う。	向けた取組を	を着実に行う。	<ul><li>全求償権の回収</li></ul>	ス方 よる面談、	、法的手続の実施等の	回収方策の見直し		
【指標】	【指標】		【指標】		策等に関する検討	r会を行った。	)		<課題と対応>	
○ 回収向上に向けた取締	組の ○ 巨	収向上に向けた取組	の 回収向	上に向けた取組の	の開催回数:年2	旦			_	
実施状況(回収方策の検	討状 実施	状況	実施状況		以上	○ 弁済が流	帯っている先への催告	=		
況、催告頻度、債権回収	業者 ・ 全	求償権の回収方策等に	関・ 全求償标	権の回収方策等に関	<ul><li>弁済が滞ってい</li></ul>	かる 弁済が潜	帯っている先、及び、	弁済があってもそ		
の活用状況等)	する	検討会の開催回数:年	2 する検討会	会の開催回数:年2	先への催告回数:	年 の額が弁治	済能力に比して低調	な先を対象に催告		
	回以	上	回以上		2回以上	書を2回	(平成30年8月に14	4 先、平成 31 年 2		
	· 弁	済が滞っている先への	崔 ・ 弁済が落	帯っている先への催	<ul><li>債権回収業者と</li></ul>	:の 月に42先	三) 送付して、弁済の	開始、再開又は増		
	告回	数:年2回以上	告回数:4	₹2回以上	打合せ回数:年2	回額を促進し	した。			
	• 債	権回収業者との打合せ	回 ・ 債権回収	又業者との打合せ回	以上					
	数:	年2回以上	数:年20	回以上		○ 債権回収	収業者との打合せ			
					<評価の視点>	債権回収	収業者に委託した求作	償権先における回		
					求償権の回収向上に	に向 収の進捗料	伏況を確認するため、	債権回収業者と打		
					けて、求償権の回収	ス方 合せを3回	回(平成30年8月、11	1月及び平成31年		
					策等に関する検討会	€、 2月)行い	、回収方策等の必要な	は措置を指示した。		
					弁済が滞っている先	£~				
					の催告等の取組は行	fわ ○ 上記のI	ほか、現地訪問による	5面談(12 先)、保		
					れているか	証債務等層	覆行請求訴訟、不動産	競売申立など法的		
<u> </u>				- 23 -	<u> </u>					

				手続(6件)を実施した。					
4. 主務大臣による評価									
		主務大臣による	5評価						
					В				
<評定に至った理由>					Б				
自己評価の「B」との評価結果	が妥当であると確認できたため。								
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>									
47 o W = 75									
<その他事項>									
5. その他参考情報									

第1-2-(5) 林業信用保証業務-利用者のニーズの反映等

2. 主な経年デー	タ
-----------	---

・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
木材製造業者を対象とし たアンケート調査回数	年2回以上	2日	2 旦					
都道府県、林業関係団体 等との情報・意見交換回 数	年2回以上	4 回	5 回					
相談窓口の開設回数	_	6 旦	8 旦					

#### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

1 222 10 124
(5) 利用者のニーズの反映等
都道府県、林業関係団体等と
の情報・意見交換やアンケート
調査を通じて、林業信用保証制
度に関する利用者のニーズを
把握し、業務運営に適切に反映
させるとともに、林政上の課題
に対応し、林業者等のニーズも
踏まえ、本制度の利用拡大に向
けて、保証割合などの保証条件
や必要な運用の見直し等を行
うほか、災害発生時等に必要に
応じて相談窓口を開設し、融資
機関等と連携して対応する。

中期目標

#### 【指標】

○ 利用者ニーズの反映等状況(意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等)

# 中期計画 (5) 利用者のニーズの反映等

都道府県、林業関係団体等と の情報・意見交換やアンケート 調査を通じて、林業信用保証制 度に関する利用者のニーズを 把握し、業務運営に適切に反映 させるとともに、林政上の課題 に対応し、林業者等のニーズも 踏まえ、本制度の利用拡大に向 けて、保証割合などの保証条件 や必要な運用の見直し、平成30 年の基金法改正に基づく出資 持分の払戻しの計画的な実施 等に取り組むほか、災害発生時 等に必要に応じて相談窓口を 開設し、融資機関等と連携して 対応する。また、相談や苦情等 に対して適切に対応する。

#### 【指標】

- 利用者ニーズの反映等状 況
- ・ 木材製造業者を対象とした アンケート調査回数:年2回 以上
- 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数:年2回以上

# (5) 利用者のニーズの反映等

都道府県、林業関係団体等と の情報・意見交換やアンケート 調査を通じて、林業信用保証制 度に関する利用者のニーズを 把握し、業務運営に適切に反映 させるとともに、林政上の課題 に対応し、林業者等のニーズも 踏まえ、本制度の利用拡大に向 けて、保証割合などの保証条件 や必要な運用の見直し、平成30 年の独立行政法人農林漁業信 用基金法(平成14年法律第128 号。以下「基金法」という。) 改 正に基づく出資持分の払戻し の計画的な実施等に取り組む ほか、災害発生時等に必要に応 じて相談窓口を開設し、融資機 関等と連携して対応する。ま た、相談や苦情等に対して適切 に対応する。

年度計画

# 【指標】

- 利用者ニーズの反映等状 況
- ・ 木材製造業者を対象とした アンケート調査回数:年2回 以上

# <主な定量的指標> なし

主な評価指標

# < その他の指標 > ○ 利用者ニーズの反

映等状況

- 木材製造業者を対象としたアンケート調査回数:年2回以
- ・ 都道府県、林業関 係団体等との情報・ 意見交換回数:年2 回以上
- 相談窓口の開設回
- <評価の視点>制度の利用者のニーズを把握し、業務運営に反映させる取組は行われているか

# <主要な業務実績>

○ 平成30年7月及び11月の2回、林業者等(492者)を対象に、売上げ、純利益、資金繰り、設備投資等の現況・見通し及び実績に関する調査を実施した。

業務実績

法人の業務実績・自己評価

○ 制度資金に係る都道府県の認定計画への対応 状況等を把握するため、平成30年7月に、都道 府県林業信用保証担当者会議を4ブロックに分 けて開催した。

また、平成30年10月に都道府県ごとに木材関係団体等に委嘱している相談員を対象とした会議を開催し、各地の林業者等のニーズ把握など情報交換を行った。

- 意見交換やアンケートを通じて、事業拡大及び 資金需要が見込まれる地域を把握し、制度普及を 重点的に行った。また、把握した事業者ニーズを 踏まえて保証の新商品の検討を行った。
- 出資持分の払戻しが可能な全ての出資者 (3,587者)を対象に、出資に関する制度改正に ついて通知し、払戻しの希望があった 785者に対 し、5億37百万円の払戻しを行った。
- 災害等により被害を受けた林業者等を対象に、 資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等に関す

#### 自己評価 <自己評価>

評定: B

都道府県、林業関係 団体との情報交換等 を通じて利用者のとと モンで、基金法分のと もに、よ出資災害発生の 戻し及び災な相談の の開設に適切に対い したこと する。

#### <課題と対応>

\_

	・ 相談窓口の開設回数	<ul><li>都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数:年2回以上</li><li>相談窓口の開設回数</li></ul>		る相談窓口を、8回開設した。	
4. 主務大臣による評価					•
		- 一一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	<b>对</b> / 一		

主務大臣による評価

評定

В

<評定に至った理由>

自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

<その他事項>

5. その他参考情報

第1-2-(6)林業信用保証業務-林業者等の将来性等を考慮した債務保証

### 2. 主な経年データ

・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

# (6) 林業者等の将来性等を考慮 した債務保証

中期目標

債務保証の審査に当たって は、財務状況等の分析に基づく 判断に加え、林業者等の今後の 事業展開に伴う経営の将来性 を従来以上に見通すことが必 要となっていることから、林 業・木材産業専門の債務保証を 行う機関としての知見を活か し、林業者等の将来性を考慮し た債務保証に取り組み、中期目 標期間の最終年度までに、林業 者等の将来性を評価した債務 保証に関するマニュアルを整 備し、本格導入するとともに、 職員の審査能力向上の取組を 実施する。

#### <目標水準の考え方>

林業者等の将来性の評価に ついては、これまで体系的な 方法が十分確立されていな かったことを踏まえ、マニュ アルの整備に当たっては、林 業・木材産業の特質に応じた 非財務情報の検討項目の抽 出と判断基準の設定、検証と いった試行を平成30年度か ら実施することとし、最終年 度までに本格的に導入する ことが適当。

### (6) 林業者等の将来性等を考慮 した債務保証

中期計画

債務保証の審査に当たって は、財務状況等の分析に基づく 判断に加え、林業者等の今後の 事業展開に伴う経営の将来性 を従来以上に見通すことが必 要となっていることから、林 業・木材産業専門の債務保証を 行う機関としての知見を活か し、林業者等の将来性を考慮し た債務保証に取り組むことが 重要である。

このため、林業・木材産業の 特質に応じた非財務情報の検 討項目の抽出と判断基準の設 定、検証といった試行を平成30 年度から実施し、中期目標期間 の最終年度までに、林業者等の 将来性を評価した債務保証に 関するマニュアルを整備し、本 格導入するとともに、職員の審 査能力向上の取組を実施する。

# (6) 林業者等の将来性等を考慮 した債務保証

債務保証の審査に当たって

年度計画

は、財務状況等の分析に基づく 判断に加え、林業者等の今後の 事業展開に伴う経営の将来性 を従来以上に見通すことが必 要となっていることから、林 業・木材産業専門の債務保証を 行う機関としての知見を活か し、林業者等の将来性を考慮し た債務保証を効果的に実施す るためのマニュアル整備に向 け、林業・木材産業の特質に応 じた非財務情報の検討項目の 抽出と判断基準の設定、検証と いった試行を実施する。

# <主な定量的指標> なし

主な評価指標

<その他の指標> なし

<評価の視点> 林業者等の将来性を評 価した債務保証に関す るマニュアル整備に向 けた取組は行われてい ろか

### <主要な業務実績>

○ 林業者等の将来性等を考慮した債務保証の在 り方や非財務情報の検討項目と判断基準等につ いて検討するため、融資機関の先行事例を収集し たほか、平成30年10月に日本政策金融公庫の事 業性評価担当者を講師に招き検討会を開催した。

業務実績

法人の業務実績・自己評価

- 平成30年10月に鹿児島県、12月に千葉県、 平成31年2月に熊本県、3月に高知県及び北海 道において、事業者(11者)、融資機関(8機関) 及び保証協会(2協会)に対するヒアリング、現 地調査を実施し、非財務情報に関する検討項目を 抽出するとともに、判断基準の設定案の作成に向 け、複数例の検証を行った。
- 将来性評価の導入に向けた検討状況について は、将来性評価の対象とする林業者等のイメージ や導入に向けた工程表を整理した上で、平成 31 年2月に開催した林業信用保証業務運営委員会 において説明・意見交換を行った。 その内容は、信用基金ウェブサイトで公表して

いる。 http://www.jaffic.go.jp/whats\_kikin/

unei/rin/uneiiinkai-rin.html

# <自己評価> 評定:B 将来性を考慮した債 務保証の在り方や非 財務情報の検討項目 と判断基準について 検討を進めたことか

自己評価

<課題と対応>

ら、Bとする。

4. 主務大臣による評価			
	主務大臣による評価		
評定		В	
<評定に至った理由>   自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。		D	
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>			
<その他事項>			

# 5. その他参考情報

実な達成が見込めるため、本

第1-2-(7)林業信用保証業務-事務処理の適正化及び迅速化

9	主な経年データ	4
∠.	工(お)性十/	_

・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務処理方法についての 点検及び見直しの検討	年1回以上	1回	1回					
標準処理期間内の処理								
保証審査	7 日	98.8%	100.0%					
代位弁済	135 日	100.0%	100.0%					
貸付審査	3 日	100.0%	100.0%					
担当部署及び会計部署に おける点検実施件数	_	1,616件	1,562件					

3.	各事業年度の	カ業務に係る	月標.	計画、	業務実績、	年度評価に係る自己評価

を確保しつつ、以下の標準処

3. 各事業年度の業務に係る目標、	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価						
中朔日保	中期計画	<b>一</b>	土な計価担保	業務実績	自己評価					
(7) 事務処理の適正化及び迅速	(7) 事務処理の適正化及び迅速	(7) 事務処理の適正化及び迅速	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>					
化	化	化	なし	ア 業務処理方法についての点検及び見直しの実	評定:B					
利用者の手続面での負担の	利用者の手続面での負担の	利用者の手続面での負担の		施状況	業務処理方法の見直					
軽減や業務の質的向上を図る	軽減や業務の質的向上を図る	軽減や業務の質的向上を図る	<その他の指標>	○ 林業信用保証業務全般にわたり業務処理方	し等を行い、適正な					
ため、次の事項を実施し、適正	ため、次の事項を実施し、適正	ため、次の事項を実施し、適正	○ 業務処理方法につ	法を点検し、求償債務者の出資持分の処理に関	事務処理を図ったこ					
な事務処理を行うとともに、そ	な事務処理を行うとともに、そ	な事務処理を行うとともに、そ	いての点検及び見直	する手続きについて円滑に行うための見直し	とから、Bとする。					
の迅速化を図る。	の迅速化を図る。	の迅速化を図る。	しの実施状況	を行った。						
ア 保証引受、代位弁済等の各	ア 保証引受、代位弁済等の各	ア 保証引受、代位弁済等の各	・ 業務処理方法につ	○ 平成31年度年度計画から、出資金払戻しに	<課題と対応>					
業務について、利用者の利便	業務について、利用者の利便	業務について、利用者の利便	いての点検及び見直	係る標準処理期間を設定するため、必要なデー						
性の向上等に資する観点か	性の向上等に資する観点か	性の向上等に資する観点か	しの検討:年1回以	タ収集や分析を行った。						
ら、事務手続の簡素化等業務	ら、事務手続の簡素化等業務	ら、事務手続の簡素化等業務	上							
処理の方法について毎年度	処理の方法について毎年度	処理の方法について点検を	・ 業務処理方法につ	イ 標準処理期間内の事務処理						
点検を実施し、必要に応じて	点検を実施し、必要に応じて	実施し、必要に応じて見直し	いての見直しの実施	事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。						
見直しを行う。	見直しを行う。	を行う。	状況							
【指標】	【指標】	【指標】	○ 担当部署及び会計	ウ 保証料や貸付金の確実な徴収						
○ 業務処理方法についての	○ 業務処理方法についての	○ 業務処理方法についての	部署における点検実	○ 保証料については、担当部署及び会計部署の						
点検及び見直しの実施状況	点検及び見直しの実施状況	点検及び見直しの実施状況	施件数	それぞれの部署が把握している金額を担当部						
イ 保証引受、代位弁済等の業	・ 業務処理方法についての点	・ 業務処理方法についての点		署の複数の職員が突合し、正確性の点検を行						
務について、審査等の適正性	検及び見直しの検討:年1回	検及び見直しの検討:年1回	<評価の視点>	い、定められた納入期日までに確実に徴収し						
を確保しつつ、標準処理期間	以上	以上	利用者の手続面での負	た。						
内に案件の処理を行う。	・ 業務処理方法についての見	・ 業務処理方法についての見	担の軽減や業務の質的							
<目標水準の考え方>	直しの実施状況	直しの実施状況	向上を図るため、事務	○ 貸付金について、期日どおりに確実に回収し						
<ul><li>前中期目標期間において、</li></ul>	イ 保証引受、代位弁済等の業	イ 保証引受、代位弁済等の業	処理の適正化及び迅速	た。						
目標(85%以上の処理)の確	務について、審査等の適正性	務について、審査等の適正性	化に向けた取組は行わ							

を確保しつつ、以下の標準処れているか

中期目標期間においては、一 理期間内に案件の処理を行 理期間内に案件の処理を行 層の業務の見直しによる業 う。 務処理の迅速化を求めるた (ア)保証審査 7日 (ア) 保証審査 7日 め、目標を 15 ポイント引き (イ) 代位弁済 135 日 (イ) 代位弁済 135 日 上げ、全ての案件を標準処理 (ウ)貸付審査 3日 (ウ) 貸付審査 3日 期間内に処理することが適 ウ 保証料の誤徴収事案等の ウ 保証料の誤徴収事案等の 当。 再発防止策を踏まえ、保証料 再発防止策を踏まえ、保証料 の徴収に当たっては、請求・ の徴収に当たっては、請求・ なお、利用者からの提出書 類・データの不備の補正に要 納入の都度、担当部署及び会 納入の都度、担当部署及び会 した期間など、信用基金の責 計部署において正確性の点 計部署において正確性の点 めに帰すべき事由とならな 検を実施し、保証料を確実に 検を実施し、保証料を確実に いものについては、標準処理 徴収する。 徴収する。 期間から除くことが適当。 また、貸付金については、 また、貸付金については、 ウ 保証料の誤徴収事案等の 確実に回収する。 確実に回収する。 再発防止策を踏まえ、保証料 【指標】 【指標】 の徴収に当たっては、請求・ ○ 担当部署及び会計部署に ○ 担当部署及び会計部署に おける点検実施件数 おける点検実施件数 納入の都度、担当部署及び会 計部署において正確性の点 検を実施し、保証料を確実に 徴収する。 また、貸付金については、 確実に回収する。

4. 主務大臣による評価		
	主務大臣による評価	
評定		В
<評定に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。		
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>		
<その他事項>		

5. その他参考情報

【指標】

○ 担当部署及び会計部署に おける点検実施状況

第1-3-(1) 漁業信用保険業務-適切な保険料率・貸付金利の設定

2. 主要な経年データ								
・主要なインプット情報(漁業信用保険勘定)		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3 年度 (2021 年度)	4年度 (2022年度)		(参考情報)
予算額(百万円)		21, 135						
決算額(百万円)		17, 701						
経常費用(百万円)		1, 697						
経常収支(百万円)		2, 761						
行政サービス実施コスト	(百万円)	△1, 750						
従事人員数(人)※期初の	)全体数	<b>※</b> 110						
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保険料率(保証	E保険)							
漁業近代化資金及び漁業 経営改善促進資金								
20 トン以上	_	年 0.30%	年 0.30%	年 0.30%				
その他	_	年 0.22%	年 0.22%	年 0.22%				
事業資金								
20 トン以上	_	年 1.05%	年 1.05%	年 1.05%				
その他	_	年 0.77%	年 0.77%	年 0.77%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価					
中朔日保	中朔計画	+   及   回	土な計価担保	業務実績	自己評価				
3 漁業信用保険業務	3 漁業信用保険業務	3 漁業信用保険業務	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>				
(1) 適切な保険料率・貸付金利の	(1) 適切な保険料率・貸付金利の	(1) 適切な保険料率・貸付金利の	なし	ア 保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し	評定:B				
設定	設定	設定		○ 平成 30 年 12 月に開催した料率算定委員会	料率算定委員会にお				
ア 保険料率については、適正	ア 保険料率については、適正	ア 保険料率については、適正	<その他の指標>	において、保険料率水準の点検を実施したとこ	いて、業務収支や保				
な業務運営を行うことを前	な業務運営を行うことを前	な業務運営を行うことを前	なし	ろ	険事故の状況等を踏				
提として、漁業の特性を踏ま	提として、漁業の特性を踏ま	提として、漁業の特性を踏ま		<ul><li>収支相等の原則を構成する「保険料収入」</li></ul>	まえ、保険料率水準				
えつつ、リスクを勘案した適	えつつ、リスクを勘案した適	えつつ、リスクを勘案した適	<評価の視点>	「回収金収入」「保険金支出」の3要素のほ	の点検を実施したこ				
切な水準に設定する。	切な水準に設定する。	切な水準に設定する。	業務収支の状況や保険	か、「交付金による収入」も含めて保険収支	とから、Bとする。				
その際、収支均衡に向け	その際、収支均衡に向け	その際、収支均衡に向け	事故の発生状況の実態	を見ると、おおむね均衡、					
て、業務収支の状況や保険事	て、業務収支の状況や保険事	て、業務収支の状況や保険事	等を踏まえ、料率の点	<ul><li>また、資金種類ごと、区分ごとに見ても、</li></ul>	<課題と対応>				
故の発生状況の実態等を踏	故の発生状況の実態等を踏	故の発生状況の実態等を踏	検、検討は行われてい	平成 30 年度理論値保険料率は平成 29 年度	_				
まえ、毎年度、料率算定委員	まえ、毎年度、料率算定委員	まえ、料率算定委員会におい	るか	理論値保険料率とおおむね同水準、					

会において保険料率水準の 点検を実施し、必要に応じ て、保険料率の見直しを行 う。

#### <目標水準の考え方>

・ 保険料率については、収支 相等の原則に基づいて設定 することを基本として、保険 料率水準の点検を毎年度実 施するとともに、必要に応じ て見直すことが適当。

#### 【重要度:高】

- ・ 保険料は、保険事業を継続 的・安定的に実施するための 不可欠の要素であり、業務収 支の均衡に向けてその水準 について不断の見直しを行 うことが重要であるため。
- イ 漁業信用基金協会に対す る貸付金利については、貸付 目的、市中金利等を考慮した 適切な水準に設定する。

会において保険料率水準の 点検を実施し、必要に応じ て、保険料率の見直しを行 う。

イ 漁業信用基金協会に対す る貸付金利については、貸付 目的、市中金利等を考慮した 適切な水準に設定する。 て保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。

イ 漁業信用基金協会に対す る貸付金利については、貸付 目的、市中金利等を考慮した 適切な水準に設定する。 基金協会に対する貸付 金利は、適切な水準に 設定されているか これらのことから、現在の保険料率は妥当との結論を得た。

○ 料率算定委員会の結果については、従来はリスク管理委員会に報告していたが、平成30年度より業務の透明性を高め、実質のある議論を行うため運営委員会にも報告を行うこととし、平成31年3月に開催した漁業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行った。その内容は、信用基金ウェブサイトで公表している。

http://www.jaffic.go.jp/whats\_kikin/
unei/gyo/uneiiinkai-gyo.html

イ 適切な水準の貸付金利の設定

日本銀行が公表する「預金種類別店頭表示金利 の平均年利率等について」における預入期間ごと の利率に2分の1を乗じて得た利率を、引き続き 適用した。

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評定

В

<評定に至った理由>

自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

<その他事項>

#### 5. その他参考情報

漁業信用保険勘定において、決算額が予算額を2割程度下回っているが、これは、保険事故が当初の見込みを下回ったことによる保険金支払の減少や代位弁済の減少に伴い短期貸付金の貸付先(漁業信用基金協会)の資金需要が当初の予定より下回ったことによる短期貸付金の減少等が主な要因であり、予算額と決算額の乖離に特段の問題があるとは認められない。

第1-3-(2) 漁業信用保険業務-保険事故率の低減に向けた取組

## 2. 主な経年データ

1. T.S/IT.								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保険引受累計額① (百万円)	_	383, 754	76, 797					
今期保険金支払額 ② (今期引き受けた案件の み)(百万円)	_	2, 482	1					
保険事故率(②÷①×保 険てん補率)	中期目標期間中 の保険事故率: 0.95%以下	0.65%						

<sup>※30</sup>年度の保険金支払額及び保険事故率については、実績が無かったため「一」で表記。

## 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

3. 各事業年度の業務に係る目標、	計画、業務実績、年度評価に係る自	<b>                                    </b>	<u> </u>	4-1-0-14-78-75-78-7-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(2) 保険事故率の低減に向けた	(2) 保険事故率の低減に向けた	(2) 保険事故率の低減に向けた	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>
取組	取組	取組	○ 中期目標期間中の	ア 適正な引受・支払審査に向けた協議の実施等	評定:B
中期目標期間中に保険契約	中期目標期間中に保険契約	中期目標期間中に保険契約	保険事故率:0.95%	○ 基金協会との協議を、以下のとおり実施し	保険事故率が抑制さ
を締結した案件の保険事故率	を締結した案件の保険事故率	を締結した案件の保険事故率	以下	た。	れるよう、事前協議
が抑制されるよう、以下の取組	が抑制されるよう、以下の取組	が抑制されるよう、以下の取組		<ul><li>保証要綱等の制定・改定に伴う協議実績は</li></ul>	等の取組を行ったこ
を行う。	を行う。	を行う。	<その他の指標>	無し(平成 29 年度無し)	とから、Bとする。
ア 漁業信用基金協会におい	ア 漁業信用基金協会におい	ア 漁業信用基金協会におい	なし	・ 大口保険引受案件の事前協議 70 件の全	
て適正な引受審査や代位弁	て適正な引受審査や代位弁	て適正な引受審査や代位弁		件(平成 29 年度 52 件)	<課題と対応>
済が行われるよう、漁業信用	済が行われるよう、漁業信用	済が行われるよう、漁業信用	<評価の視点>	・ 大口保険金請求案件の事前協議 19 件の	
基金協会の保証要綱等の制	基金協会の保証要綱等の制	基金協会の保証要綱等の制	保険事故率の低減に向	全件(平成 29 年度 26 件)	
定・改正に伴う協議並びに大	定・改正に伴う協議並びに大	定・改正に伴う協議並びに大	けて、基金協会との協		
口保険引受案件及び大口保	口保険引受案件及び大口保	口保険引受案件及び大口保	議、融資機関との適切	○ 保険金支払の適切性を確保するため、平成	
険金請求案件の事前協議を	険金請求案件の事前協議を	険金請求案件の事前協議を	なリスク分担、情報の	30年10月以降の大口保険金請求案件の事前協	
全件について確実に実施す	全件について確実に実施す	全件について確実に実施す	共有等の取組は行われ	議について、設備資金の使途を確認するための	
る。	る。	る。	ているか	疎明書類(領収書の写し、振込依頼書の写し等)	
イ 融資機関との適切なリス	イ 融資機関との適切なリス	イ 融資機関との適切なリス		を添付書類として追加し、信用基金においても	
ク分担を図るとの観点から、	ク分担を図るとの観点から、	ク分担を図るとの観点から、		設備資金の使途確認を行った。	
漁業者等の負担や国庫負担	漁業者等の負担や国庫負担	漁業者等の負担や国庫負担			
の増加を避けることに留意	の増加を避けることに留意	の増加を避けることに留意		イ 融資機関との適切なリスク分担	
しつつ、現在実施している部	しつつ、現在実施している部	しつつ、現在実施している部		○ 平成 30 年 12 月に開催した業務運営の検証	
分保証やペナルティー方式	分保証やペナルティー方式	分保証やペナルティー方式		委員会において、現在実施している部分保証	
(代位弁済時等に一定額を	(代位弁済時等に一定額を	(代位弁済時等に一定額を		やペナルティー方式等の方策について導入効	
融資機関が負担する方式)等	融資機関が負担する方式)等	融資機関が負担する方式)等		果の検証を行い、以下の結論を得た。	
の方策について導入効果を	の方策について導入効果を	の方策について導入効果を		<ul><li>部分保証やペナルティー方式については</li></ul>	
毎年度検証するとともに、必	毎年度検証するとともに、漁	検証するとともに、漁業信用		利用が低調な現状にある。なお、両制度につ	

要に応じて方策を拡充する。 ウ 漁業信用基金協会及び融 資機関と連携しながら、被保 証者及び貸付先の財務状況 等を踏まえ、保険引受審査、 保険金支払審査等に係る情 報の共有及び意見調整を着 実に行う。また、必要に応じ 漁業信用基金協会が行う期 中管理の改善を求めるなど、 保険事故の未然防止に努め

## 【指標】

中期目標期間中の保険事 故率 (直近10年の平均実績: 0.95%)

#### <想定される外部要因>

・ 保険事故については、経済 情勢、国際環境の変化、災害 の発生、法令の変更等の影響 を受けるものであるため、評 価において考慮するものと する。 業信用基金協会との意見交換 等を行うなど連携を深めつ つ、必要に応じて方策を拡充 する。

ウ 漁業信用基金協会及び融 資機関と連携しながら、被保 証者及び貸付先の財務状況 等を踏まえ、保険引受審査、 保険金支払審査等に係る看 報の共有及び意見調整を着 実に行う。また、必要に応じ 漁業信用基金協会が行う期 中管理の改善を求めるなど、 保険事故の未然防止に努め る。

#### 【指標】

○ 中期目標期間中の保険事 故率:0.95%以下 基金協会との意見交換等を行 うなど連携を深めつつ、必要 に応じて方策を拡充する。

ウ 漁業信用基金協会及び被保 資機関と連携しながら、被保 資機関と連携しながら、被保 証者及び貸付先の財務審査 等を強金支払及び意等に係 の共有及び意見調整管理の 実施状況についてに応じ期 等を実施し、必要に応助中 等を実施し、必要に応助中 等を実施し、必要に応助中保 等を実施し、必要に応り期保 等を実施がるなど、 の未然防止に努める。

#### 【指標】

○ 中期目標期間中の保険事 故率:0.95%以下 いては、信用基金の主体的な取組が可能な制度ではないことから、基金協会及び融資機関の取組を注視。

- ・ 大口保険引受の事前協議については、信用 基金と基金協会の間で定着しており、基金協 会の的確な保証審査の一助として効果を発 揮。今後も、効果を維持しつつ、効率的に実 施。
- 業務運営の検証委員会の結果については、従来はリスク管理委員会に報告していたが、平成30年度より運営委員会にも報告を行うこととし、平成31年3月に開催した漁業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行った。

その内容は、信用基金ウェブサイトで公表している。

http://www.jaffic.go.jp/whats\_kikin/
unei/gyo/uneiiinkai-gyo.html

- ウ 保険引受審査、保険金支払審査に係る情報の共 有及び意見調整
- 大口保険引受案件について、事前協議を通じて得られた情報を基金協会に共有するとともに、意見調整を着実に行った。
- 求償権の回収促進のための個別協議を実施する際に、求償権を有する基金協会から、代位弁済の発生見込みや現地の水産事情について、併せて把握することとした。また、下半期に個別協議を実施する際にも、現地の水産事情について併せて把握するよう、協議内容の見直しを行った。

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評定

В

<評定に至った理由>

自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

<その他事項>

5. そ	その他参考情報				

年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

## 1. 当事務及び事業に関する基本情報

第1-3-(3) 漁業信用保険業務-求償権の管理・回収の取組

2.	主な経	年デ	ータ

2. 工が圧 1 /								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入実績(百万円)	_	770	678					
回収向上に向けた取組の								
実施状況								
回収見込調査実施回数	年2回以上	2 回	2 回					
求償権を有する漁業信 用基金協会との個別協 議実施率	87%以上	100%	100%					

#### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

3. 台事業中度の業務に保る目標、計画、業務美績、年度計画に保る目亡計画							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			
下 <del>朔</del> 口徐	十 <del>朔</del> 正画	<b>平</b> 及 川	土な計画指示	業務実績	自己評価		
(3) 求償権の管理・回収の取組	(3) 求償権の管理・回収の取組	(3) 求償権の管理・回収の取組	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>		
漁業信用基金協会の求償権	漁業信用基金協会の求償権	漁業信用基金協会の求償権	なし	○ 基金協会・支所から提出された「求償権分類管	評定: B		
の行使による回収については、	の行使による回収については、	の行使による回収については、		理表」に基づき、求償権回収方針や求償債務者の	回収実績の進捗管理		
回収実績の進捗管理や漁業信	回収実績の進捗管理や漁業信	回収実績の進捗管理や漁業信	<その他の指標>	現況について求償権を有する全ての基金協会・支	や基金協会との個別		
用基金協会との個別協議の実	用基金協会との個別協議の実	用基金協会との個別協議の実	○ 回収向上に向けた	所と個別協議を実施した。	協議の実施等、回収		
施等、回収向上に向けた取組を	施等、回収向上に向けた取組を	施等、回収向上に向けた取組を	取組の実施状況	上半期の回収実績の進捗率が低い 12 基金協	向上に向けた取組を		
着実に行う。	着実に行う。	着実に行う。	<ul> <li>回収見込調査実施</li> </ul>	会・支所について、下半期に個別協議を実施した。	着実に行ったことか		
【指標】	【指標】	【指標】	回数:年2回以上		ら、Bとする。		
○ 回収向上に向けた取組の	○ 回収向上に向けた取組の	○ 回収向上に向けた取組の	<ul><li>求償権を有する漁</li></ul>				
実施状況(回収見込調査実施	実施状況	実施状況	業信用基金協会との		<課題と対応>		
状況、個別協議実施状況等)	<ul><li>回収見込調査実施回数:年</li></ul>	<ul><li>回収見込調査実施回数:年</li></ul>	個別協議実施率:		_		
	2回以上	2回以上	87%以上				
	<ul><li>求償権を有する漁業信用基</li></ul>	<ul><li>求償権を有する漁業信用基</li></ul>					
	金協会との個別協議実施率:	金協会との個別協議実施率:	<評価の視点>				
	87%以上	87%以上	求償権の回収向上に向				
			けて、回収見込調査、個				
			別協議等の取組は行わ				
			れているか				

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	В
<評定に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。	
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	
<その他事項>	

第1-3-(4)漁業信用保険業務-利用者のニーズの反映等

2.	主な経年データ
∠ .	土は性十ノーン

- · · · · · · ·								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3 年度 (2021 年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
利用者へのアンケート調 査による意見募集回数	年1回以上	_	1 旦					
漁業信用基金協会、融資 機関等関係機関との情 報・意見交換回数	年7回以上	_	7 回					
現地水産関係団体との情 報・意見交換回数	年3回以上	_	5 旦					

#### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

丁州口际
(4) 利用者のニーズの反映等
漁業信用保証保険制度の利
用者の意見募集を幅広く定期
的に行うとともに、融資機関や
漁業者等の全国団体等との情
報及び意見交換を通じて、本制
度に関する利用者のニーズを
把握し、業務運営への適切な反
映と本制度の円滑な運営を図
るために必要な運用の見直し
を行うほか、災害発生時等に必
要に応じて相談窓口を開設し、
漁業信用基金協会等と連携し
て対応する。

由期日煙

#### 【指標】

利用者ニーズの反映等状 況(意見募集や情報・意見交 換等の実施状況、相談窓口開 設回数等)

# 中期計画 (4) 利用者のニーズの反映等

漁業信用保証保険制度の利 用者の意見募集を幅広く定期 的に行うとともに、融資機関や 漁業者等の全国団体等との情 報及び意見交換を通じて、本制 度に関する利用者のニーズを 把握し、業務運営への適切な反 映と本制度の円滑な運営を図 るために必要な運用の見直し を行うほか、災害発生時等に必 要に応じて相談窓口を開設し、 漁業信用基金協会等と連携し て対応する。また、相談や苦情 等に対して適切に対応する。

#### 【指標】

- 利用者ニーズの反映等状
- 利用者へのアンケート調査 による意見募集回数:年1回 以上
- 漁業信用基金協会、融資機 関等関係機関との情報・意見 交換回数:年7回以上
- 現地水産関係団体との情

# (4) 利用者のニーズの反映等

年度計画

漁業信用保証保険制度の利 用者の意見募集を幅広く定期 的に行うとともに、融資機関や 漁業者等の全国団体等との情 報及び意見交換を通じて、本制 度に関する利用者のニーズを 把握し、業務運営への適切な反 映と本制度の円滑な運営を図 るために必要な運用の見直し を行うほか、災害発生時等に必 要に応じて相談窓口を開設し、 漁業信用基金協会等と連携し て対応する。また、相談や苦情 等に対して適切に対応する。

#### 【指標】

- 利用者ニーズの反映等状
- 利用者へのアンケート調査 による意見募集回数:年1回 以上
- 漁業信用基金協会、融資機 関等関係機関との情報・意見 交換回数:年7回以上
- 現地水産関係団体との情

## <主な定量的指標> なし

主な評価指標

- <その他の指標>
- 利用者ニーズの反 映等状況
- 利用者へのアンケ ート調査による意見 募集回数:年1回以
- 漁業信用基金協 会、融資機関等関係 機関との情報・意見 交換回数:年7回以 H
- 現地水産関係団体 との情報・意見交換 回数:年3回以上
- <評価の視点> 制度の利用者のニーズ を把握し、業務運営に 反映させる取組は行わ れているか

#### <主要な業務実績>

○ 利用者のニーズの業務運営への適切な反映 制度に関する利用者のニーズを把握するとと もに、業務処理方法についての点検及び見直しを 図るため、利用者へのアンケートによる意見募集 を行った。

業務実績

法人の業務実績・自己評価

- ※ 業務処理方法についての点検及び見直しの 結果については、第1-3-(5)を参照。
- 漁業信用保証保険制度の普及推進・利用促進に 向けて、水産加工業者向けの現状と課題について 取りまとめ、平成31年3月に開催した漁業信用 保険業務運営委員会において説明・意見交換を行 った。

その内容は、信用基金ウェブサイトで公表して いる。

http://www.jaffic.go.jp/whatskikin/ unei/gyo/uneiiinkai-gyo.html

○ 災害等により被害を受けた漁業者等を対象に、 資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等に関す る相談窓口を、4回開設した。

# <自己評価>

評定: B 基金協会を通じたア ンケートにより利用 者のニーズを把握す るとともに、漁業信 用保証保険制度の普 及推准・利用促進に 取り組んだことか ら、Bとする。

自己評価

<課題と対応>

報・意見交換回数:年3回以 上 上	
4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	В
<評定に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。	
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	
<その他事項>	
5. その他参考情報	

第1-3-(5) 漁業信用保険業務-事務処理の適正化及び迅速化

<ol> <li>土は縦中/一ク</li> </ol>	2.	主な経年データ
-----------------------------	----	---------

1 L.S.E. 1 / /								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務処理方法についての 点検及び見直しの検討	年1回以上	_	1 旦					
標準処理期間内の処理								
保険通知の処理・保険 料徴収	37 日	100.0%	100.0%					
保険金支払審査	25 日	100.0%	100.0%					
納付回収金の収納	29 日	100.0%	100.0%					
長期資金貸付審査	償還日と同日付 貸付	100.0%	100.0%					
短期資金貸付審査	8 日	_	100.0%					
担当部署及び会計部署に おける点検実施回数	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上					

3	<b>久</b> 重業任度	り業務に係る日標	計画	举終宝績	年度評価に係る自己評価

3. 台事業中度の業務に係る目標、	計画、耒傍夫稹、平及計価に係る日	3 C計1個			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
中朔日保	中期計画	十 <b>及</b> 計四	土な計価担保	業務実績	自己評価
(5) 事務処理の適正化及び迅速	(5) 事務処理の適正化及び迅速	(5) 事務処理の適正化及び迅速	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>
化	化	化	なし	ア 業務処理方法についての点検及び見直しの実	評定: B
利用者の手続面での負担の	利用者の手続面での負担の	利用者の手続面での負担の		施状況	アンケートにより得
軽減や業務の質的向上を図る	軽減や業務の質的向上を図る	軽減や業務の質的向上を図る	<その他の指標>	利用者負担の軽減や迅速化を図るため、業務処	られた利用者からの
ため、次の事項を実施し、適正	ため、次の事項を実施し、適正	ため、次の事項を実施し、適正	○ 業務処理方法につ	理方法の点検・見直しを行い、第1-3-(4)で	意見を踏まえて、事
な事務処理を行うとともに、そ	な事務処理を行うとともに、そ	な事務処理を行うとともに、そ	いての点検及び見直	実施したアンケートを踏まえて、平成 31 年 4 月	務手続の簡素化等に
の迅速化を図る。	の迅速化を図る。	の迅速化を図る。	しの実施状況	より大口保険引受の事前協議の事務手続の簡素	資するよう業務処理
ア 保険引受、保険金支払等の	ア 保険引受、保険金支払等の	ア 保険引受、保険金支払等の	・ 業務処理方法に	化や保証保険契約申込書の添付書類の簡素化を	方法の見直しに取り
各業務について、利用者の利	各業務について、利用者の利	各業務について、利用者の利	ついての点検及び	図った。	組んだことから、B
便性の向上等に資する観点	便性の向上等に資する観点	便性の向上等に資する観点	見直しの検討:年		とする。
から、事務手続の簡素化等業	から、事務手続の簡素化等業	から、事務手続の簡素化等業	1回以上	イ 標準処理期間内の事務処理	
務処理の方法について毎年	務処理の方法について毎年	務処理の方法について点検		事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。	<課題と対応>
度点検を実施し、必要に応じ	度点検を実施し、必要に応じ	を実施し、必要に応じて見直	ついての見直しの		_
て見直しを行う。	て見直しを行う。	しを行う。	実施状況	ウ 保険料や貸付金利息等の確実な徴収	
【指標】	【指標】	【指標】	○ 担当部署及び会計	○ 保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、	
○ 業務処理方法についての	○ 業務処理方法についての	○ 業務処理方法についての	部署における点検実	請求・納入の都度、担当部署及び会計部署にお	
点検及び見直しの実施状況	点検及び見直しの実施状況	点検及び見直しの実施状況	施回数:毎月1回以	いて複数の職員が正確性の点検を行い、定めら	
イ 保険引受、保険金支払等の	・ 業務処理方法についての点	・ 業務処理方法についての点	上	れた納入期日に確実に徴収した。	
業務について、審査等の適正	検及び見直しの検討:年1回	検及び見直しの検討:年1回			
性を確保しつつ、標準処理期	以上	以上	<評価の視点>	○ 貸付金について、期日どおりに確実に回収し	
間内に案件の処理を行う。	・ 業務処理方法についての見	・ 業務処理方法についての見	利用者の手続面での負	た。	

#### <目標水準の考え方>

前中期目標期間において、 目標(85%以上の処理)の確 実な達成が見込めるため、本 中期目標期間においては、一 層の業務の見直しによる業 務処理の迅速化を求めるた め、目標を 15 ポイント引き 上げ、全ての案件を標準処理 期間内に処理することが適

なお、利用者からの提出書 類・データの不備の補正に要 した期間など、信用基金の責 めに帰すべき事由とならな いものについては、標準処理 期間から除くことが適当。

ウ 保険料の誤徴収事案等の 再発防止策を踏まえ、保険料 及び貸付金利息の徴収に当 たっては、請求・納入の都度、 担当部署及び会計部署にお いて正確性の点検を実施し、 保険料や貸付金利息を確実 に徴収する。

また、貸付金については、 確実に回収する。

#### 【指標】

○ 担当部署及び会計部署に おける点検実施状況

直しの実施状況

- イ 保険引受、保険金支払等の 業務について、審査等の適正 性を確保しつつ、以下の標準 処理期間内に案件の処理を 行う。
- (ア) 保険通知の処理・保険料 徴収 37 日
- (イ) 保険金支払審査 25日
- (ウ) 納付回収金の収納 29 日
- (エ)貸付審査

渔業長期資金 償還日と同日付貸付

漁業短期資金 8日

ウ 保険料の誤徴収事案等の 再発防止策を踏まえ、保険料 及び貸付金利息の徴収に当 たっては、請求・納入の都度、 担当部署及び会計部署にお いて正確性の点検を実施し、 保険料や貸付金利息を確実 に徴収する。

また、貸付金については、 確実に回収する。

#### 【指標】

○ 担当部署及び会計部署に おける点検実施回数:毎月1 回以上

直しの実施状況

- イ 保険引受、保険金支払等の 業務について、審査等の適正 処理の適正化及び迅速 性を確保しつつ、以下の標準 処理期間内に案件の処理を 行う。
- (ア) 保険通知の処理・保険料 徴収 37 日
- (イ) 保険金支払審査 25日
- (ウ) 納付回収金の収納 29日
- (エ)貸付審査 渔業長期資金

償還日と同日付貸付 漁業短期資金 8日

ウ 保険料の誤徴収事案等の 再発防止策を踏まえ、保険料 及び貸付金利息の徴収に当 たっては、請求・納入の都度、 担当部署及び会計部署にお いて正確性の点検を実施し、

保険料や貸付金利息を確実 に徴収する。

また、貸付金については、 確実に回収する。

#### 【指標】

○ 担当部署及び会計部署に おける点検実施回数:毎月1 回以上

担の軽減や業務の質的 向上を図るため、事務 化に向けた取組は行わ れているか

4. 主務大臣による評価 主務大臣による評価

評定 <評定に至った理由> В

自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

<その他事項>

第1-4-(1) 農業保険関係業務-農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映

2. 主要な経年データ	2. 主要な経年データ							
・主要なインプット情報(農業保険関係勘定)		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度		(参考情報)
予算額(百万円)		117, 3	22					
決算額(百万円)		4	)4					
経常費用(百万円)			14					
経常収支(百万円)			6					
行政サービス実施コスト	(百万円)		76					
従事人員数(百万円)※期	初の全体数	*1	10					
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3年度 (2021年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業共済団体等への農業 保険関係業務の周知回数	年1回以上	3 回	10 回					

3. 各事業年度の業務に係る目標、	計画、業務実績、年度評価に係る自	己評価				
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
中朔日悰 	中期計画	午及計画	土な評価指標	業務実績	自己評価	
4 農業保険関係業務	4 農業保険関係業務	4 農業保険関係業務	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	
(1) 農業保険関係業務について	(1) 農業保険関係業務について	(1) 農業保険関係業務について	なし	○ 農業保険関係業務についての情報提供の充実	評定: B	
の情報提供の充実及び利用者	の情報提供の充実及び利用者	の情報提供の充実及び利用者		NOSAIイントラネットに、以下の情報を掲	情報提供の充実及び	
の意見の反映	の意見の反映	の意見の反映	<その他の指標>	載した。	利用者の意見の反映	
信用基金の農業保険関係業	信用基金の農業保険関係業	信用基金の農業保険関係業	○ 農業共済団体等へ	① 農業保険関係業務の概要(平成30年度版)	に取り組んだことか	
務の役割や手続きについて、利	務の役割や手続きについて、利	務の役割や手続きについて、利	の農業保険関係業務	及び貸付資金の概要等(平成 30 年 7 月)	ら、Bとする。	
用者等に対し、図表なども含め	用者等に対し、図表なども含め	用者等に対し、図表なども含め	の周知回数:年1回	② 農業共済組合等の財務状況調査結果(平成		
て分かりやすい形で周知する	て分かりやすい形で周知する	て分かりやすい形で周知する	以上	30 年 12 月)	<課題と対応>	
など情報提供の充実を図ると	など情報提供の充実を図ると	など情報提供の充実を図ると		③ 農業経営収入保険制度の導入等に伴う変更	_	
ともに、利用者からの意見募集	ともに、利用者からの意見募集	ともに、利用者からの意見募集	<評価の視点>	後の貸付取扱要領(平成 30 年 12 月)		
を幅広く定期的に行い、業務運	を幅広く定期的に行い、業務運	を幅広く定期的に行い、業務運	利用者に対する情報提	④ 貸付金利の変更(平成30年10月から平成		
営に適切に反映させる。	営に適切に反映させる。また、	営に適切に反映させる。また、	供の充実、意見募集を	31年2月にかけて計7回)		
【指標】	相談や苦情等に対して適切に	相談や苦情等に対して適切に	行い、業務運営に反映			
○ 農業共済団体等への農業	対応する。	対応する。	させる取組は行われて	○ 全国会長会議等の全国会議において、農業保険		
保険関係業務の周知状況	【指標】	【指標】	いるか	関係業務の業務実績及び貸付金利の水準等につ		
	○ 農業共済団体等への農業	○ 農業共済団体等への農業		いて説明した。		
	保険関係業務の周知回数:年	保険関係業務の周知回数:年				

1回以上	1回以上	○ NOSAIイントラネットを活用して、利用者	
		から意見募集を行った。	

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

PB B

## <評定に至った理由>

自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

<その他事項>

#### 5. その他参考情報

農業保険関係勘定において、決算額が予算額を大幅に下回っているが、これは、災害の発生が当初の見込みを下回ったこと等により貸付が計画を下回ったことが主な要因であるため、過去の災害実績を勘案 して設定した予算額に対し、決算額が乖離していることは、やむを得ないものと考える。 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

## 1. 当事務及び事業に関する基本情報

第1-4-(2) 農業保険関係業務-共済団体等に対する貸付業務の適正な実施

2.	主な経年データ
∠ .	土は性十ノーン

・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
標準処理期間								
貸付審査	4 日	100.0%	100.0%	•				

3. 各事業年度の業務に係る目標、	計画、業務実績、年度評価に係る自	己評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
中朔日悰	中朔計画	+   及 i   四	土な計価指標	業務実績	自己評価
(2) 共済団体等に対する貸付業	(2) 共済団体等に対する貸付業	(2) 共済団体等に対する貸付業	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>
務の適正な実施	務の適正な実施	務の適正な実施	なし	ア 民間金融機関から融資を受けるよう促進	評定: B
ア 共済団体等に対する貸付	ア 共済団体等に対する貸付	ア 共済団体等に対する貸付		○ NOSAIイントラネットや、全国会長会議	共済団体等に対する
業務は、農業共済制度及び農	業務は、農業共済制度及び農	業務は、農業共済制度及び農	<その他の指標>	等の全国会議を通じて、共済団体等に対して、	貸付業務の適正な実
業経営収入保険事業の円滑	業経営収入保険事業の円滑	業経営収入保険事業の円滑	なし	民間金融機関から融資を受けるよう促した。	施に取り組んだこと
な実施を担保するためのセ	な実施を担保するためのセ	な実施を担保するためのセ			から、Bとする。
ーフティネットであること	ーフティネットであること	ーフティネットであること	<評価の視点>	<ul><li>○ 全ての貸付案件(3件)について、</li></ul>	
を踏まえ、大災害時等の緊急	を踏まえ、大災害時等の緊急	を踏まえ、大災害時等の緊急	共済団体等に対して、	<ul><li>当該借入申込みが大災害時等の緊急的な</li></ul>	<課題と対応>
的な対応を除き、信用基金か	的な対応を除き、信用基金か	的な対応を除き、信用基金か	民間金融機関から融資	対応かどうか	_
ら共済団体等に対し、民間金	ら共済団体等に対し、民間金	ら共済団体等に対し、民間金	を受けるよう促す取組	<ul><li>緊急的な対応ではない場合、民間金融機関</li></ul>	
融機関からの融資を受ける	融機関からの融資を受ける	融機関からの融資を受ける	が行われているか。適	からの融資を検討した上で信用基金から借	
よう促す。	よう促す。	よう促す。	正な事務処理が行われ	入れを行うこととした理由	
その上で、共済団体等に対	その上で、共済団体等に対	その上で、共済団体等に対	ているか	を内容とする調書を徴求した。	
し貸付けを行う場合は、迅速	し貸付けを行う場合は、迅速	し貸付けを行う場合は、迅速			
かつ着実に実施するため、貸	かつ着実に実施するため、貸	かつ着実に実施するため、貸		○ 事務は、標準処理期間内に全て処理を行っ	
付審査の適正性を確保しつ	付審査の適正性を確保しつ	付審査の適正性を確保しつ		た。	
つ、標準処理期間内に全ての	つ、標準処理期間(4日)内	つ、標準処理期間(4日)内			
案件を処理する。	に全ての案件を処理する。	に全ての案件を処理する。		イ 適切な水準の貸付金利の設定	
イ 貸付金利については、貸付	イ 貸付金利については、貸付	イ 貸付金利については、貸付		○ 貸付金利について、農業共済団体等にとって	
目的、調達コスト、市中金利	目的、調達コスト、市中金利	目的、調達コスト、市中金利		過大な負担にならないよう、市中金利と同程度	
等を考慮した適切な水準に	等を考慮した適切な水準に	等を考慮した適切な水準に		の水準(借入申込み期間に相当する全銀協日本	
設定する。	設定する。	設定する。		円TIBORレートに、一定の率を上乗せ)と	
ウ 貸付金及び貸付金利息に	ウ 貸付金及び貸付金利息に	ウ 貸付金及び貸付金利息に		し、0.198%から0.286%の水準に設定した。	
ついては、定められた期日に	ついては、定められた期日に	ついては、定められた期日に			
確実に回収する。	確実に回収する。	確実に回収する。		ウ貸付金及び貸付金利息の確実な回収	
				○ 貸付金及び貸付金利息について、定められた	
				期日どおりに全額回収した。	

4. 主務大臣による評価		
	主務大臣による評価	
評定		В
<評定に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。		
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>		
<その他事項>		

第1-5-(1) 漁業災害補償関係業務-漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映

2. 主要な経年データ								
・主要なインプット情報	・主要なインプット情報(漁業災害補償関係勘定)		令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度		(参考情報)
予算額(百万円)		28, 432						
決算額(百万円)		14						
経常費用(百万円)		10						
経常収支(百万円)		△4						
行政サービス実施コスト	(百万円)	3						
従事人員数(百万円)※其	明初の全体数	<b>※</b> 110						
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3年度 (2021年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
漁業共済団体への漁業災 害補償関係業務の周知回 数	年1回以上	_	1回					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				
中期日保 	中期計画	1 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人	土な計価拍係	業務実績	自己評価			
5 漁業災害補償関係業務	5 漁業災害補償関係業務	5 漁業災害補償関係業務	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>			
(1) 漁業災害補償関係業務につ	(1) 漁業災害補償関係業務につ	(1) 漁業災害補償関係業務につ	なし	○ 漁業災害補償関係業務についての情報提供の	評定: B			
いての情報提供の充実及び利	いての情報提供の充実及び利	いての情報提供の充実及び利		充実	情報提供の充実及び			
用者の意見の反映	用者の意見の反映	用者の意見の反映	<その他の指標>	平成 30 年 4 月にリーフレットを作成し、信用	利用者の意見の反映			
信用基金の漁業災害補償関	信用基金の漁業災害補償関	信用基金の漁業災害補償関	○ 漁業共済団体への	基金ウェブサイトに掲載した。	に取り組んだことか			
係業務の役割や手続きについ	係業務の役割や手続きについ	係業務の役割や手続きについ	漁業災害補償関係業	http://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/	ら、Bとする。			
て、利用者等に対し、図表など	て、利用者等に対し、図表など	て、利用者等に対し、図表など	務の周知回数:年1	guide/saigai/gyosai.html				
も含めて分かりやすい形で周	も含めて分かりやすい形で周	も含めて分かりやすい形で周	回以上		<課題と対応>			
知するなど情報提供の充実を	知するなど情報提供の充実を	知するなど情報提供の充実を		<ul><li>○ 漁業災害補償関係業務運営委員会、全国漁業共</li></ul>	_			
図るとともに、利用者からの意	図るとともに、利用者からの意	図るとともに、利用者からの意		済組合連合会の理事会・総会、漁業共済全国会議				
見募集を幅広く定期的に行い、	見募集を幅広く定期的に行い、	見募集を幅広く定期的に行い、	<評価の視点>	(漁業共済組合、漁業共済組合連合会、県庁の共				
業務運営に適切に反映させる。	業務運営に適切に反映させる。	業務運営に適切に反映させる。	利用者に対する情報提	済担当者が出席) を利用して利用者からの意見の				
	また、相談や苦情等に対して適	また、相談や苦情等に対して適	供の充実、意見募集を	募集を行った。				
【指標】	切に対応する。	切に対応する。	行い、業務運営に反映					
○ 漁業共済団体への漁業災	【指標】	【指標】	させる取組は行われて					
害補償関係業務の周知状況	○ 漁業共済団体への漁業災	○ 漁業共済団体への漁業災	いるか					
	害補償関係業務の周知回数:	害補償関係業務の周知回数:						

在1回以上	年1回以上		
年1回以上	年1回以上		

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

В

評定

<評定に至った理由>

自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

<その他事項>

## 5. その他参考情報

漁業災害補償関係勘定において、決算額が予算額を大幅に下回っているが、これは、災害の発生が当初の見込みを下回ったこと等により貸付が計画を下回ったことが主な要因となっており、過去の災害実績 を勘案して設定した予算額に対し、決算額が乖離していることは、やむを得ないものと考える。 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

## 1. 当事務及び事業に関する基本情報

第1-5-(2) 漁業災害補償関係業務-共済団体に対する貸付業務の適正な実施

2.	主な経	年デ	ータ

・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3 年度 (2021 年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報			
標準処理期間											
貸付審査	_	_	_								

		·			
3. 各事業年度の業務に係る目標、	計画、業務実績、年度評価に係る自	1己評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
17.99] 口 1示	丁朔山區	十及	工な肝臓消水	業務実績	自己評価
(2) 共済団体に対する貸付業務	(2) 共済団体に対する貸付業務	(2) 共済団体に対する貸付業務	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>
の適正な実施	の適正な実施	の適正な実施	なし	(借入申込み、貸付け及び回収の実績は、なし)	評定:-
ア 共済団体に対する貸付業	ア 共済団体に対する貸付業	ア 共済団体に対する貸付業			
務は、漁業災害補償制度の円	務は、漁業災害補償制度の円	務は、漁業災害補償制度の円	<その他の指標>		<課題と対応>
滑な実施を担保するための	滑な実施を担保するための	滑な実施を担保するための	なし		_
セーフティネットであるこ	セーフティネットであるこ	セーフティネットであるこ			
とを踏まえ、大災害時等の緊	とを踏まえ、大災害時等の緊	とを踏まえ、大災害時等の緊	<評価の視点>		
急的な対応を除き、信用基金	急的な対応を除き、信用基金	急的な対応を除き、信用基金	共済団体に対して、民		
から共済団体に対し、民間金	から共済団体に対し、民間金	から共済団体に対し、民間金	間金融機関から融資を		
融機関からの融資を受ける	融機関からの融資を受ける	融機関からの融資を受ける	受けるよう促す取組が		
よう促す。	よう促す。	よう促す。	行われているか。適正		
その上で、共済団体に対し	その上で、共済団体に対し	その上で、共済団体に対し	な事務処理が行われて		
貸付けを行う場合は、迅速か	貸付けを行う場合は、迅速か	貸付けを行う場合は、迅速か	いるか		
つ着実に実施するため、貸付	つ着実に実施するため、貸付				
審査の適正性を確保しつつ、	審査の適正性を確保しつつ、	審査の適正性を確保しつつ、			
標準処理期間内に全ての案	標準処理期間(4日)内に全	標準処理期間(4日)内に全			
件を処理する。	ての案件を処理する。	ての案件を処理する。			
イ 貸付金利については、貸付					
目的、調達コスト、市中金利	目的、調達コスト、市中金利	目的、調達コスト、市中金利			
等を考慮した適切な水準に	等を考慮した適切な水準に	等を考慮した適切な水準に			
設定する。	設定する。	設定する。			
ウ 貸付金及び貸付金利息に	ウ 貸付金及び貸付金利息に	ウ 貸付金及び貸付金利息に			
ついては、定められた期日に	ついては、定められた期日に	ついては、定められた期日に			
確実に回収する。	確実に回収する。	確実に回収する。			

4. 主務大臣による評価		
	主務大臣による評価	
評定		_
<評定に至った理由>		
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>		
<その他事項>		

第2-1 事業の効率化(平成29年度対比5%以上の事業費の削減)

2. 主な経年データ									
・評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度) 予算 決算		30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
事業費	_	10, 567	4, 383	4, 120					
うち保険金(農業)	_	6, 946	2, 291	2, 394					
求償権管理回収助 成(農業)	_	28	28	28					
代位弁済費(林業)	_	1, 200	673	525					
求償権回収事業委 託費(林業)	_	20	14	10					
保険金 (漁業)	_	2, 358	1, 363	1, 147					
回収奨励金(漁業)	_	14	14	15					
削減率(計画値)	中期目標の期間中 で5%以上削減	こ、平成 2	9 年度比	_	_	_	_	5 %	
29 年度予算に対する削 減率 (実績値)	_	_	_	61.0					

3. 各事業年度の業務に係る目標、	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価										
中期目標	中期計画	年度計画	年度計画 主な評価指標 法人の業務実績・自己評価								
中朔日保	中期前回	<b>平</b> 及計画	土な計価相係	業務実績	自己評価						
第4 業務運営の効率化に関す	第2 業務運営の効率化に関す	第2 業務運営の効率化に関す	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>						
る事項	る目標を達成するためとるべ	る目標を達成するためとるべ	○ 事業費削減率	○ 事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求	評定:B						
	き措置	き措置		償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費)の	信用基金として、適						
1 事業の効率化	1 事業の効率化	1 事業の効率化	<その他の指標>	平成 30 年度支出実績は 41 億 20 百万円 (平成 29	正な引受審査の実施						
事業費(保険金、代位弁済費、	事業費(保険金、代位弁済費、	事業費(保険金、代位弁済費、	なし	年度 43 億 83 百万円) であり、事業費トータルで	等を通じて、保険金						
回収奨励金、求償権管理回収助	回収奨励金、求償権管理回収助	回収奨励金、求償権管理回収助		みて平成 29 年度予算対比で 61.0%の削減であっ	支払ないしは代位弁						
成及び求償権回収事業委託費)	成及び求償権回収事業委託費)	成及び求償権回収事業委託費)	<評価の視点>	た。	済費の支出の抑制に						
については、中期目標の期間中	については、中期目標の期間中	を削減する。	事業費の削減が図られ		精力的に取り組んだ						
に、平成 29 年度比で5%以上	に、平成 29 年度比で5%以上		ているか	○ 農業・漁業の基金協会との事前協議の徹底、適	ものの、保険金支払						
削減する。	削減する。			正な引受審査の実施等を通じて保険金支払ない	ないしは代位弁済費						
<想定される外部要因>				しは代位弁済費の支出の抑制に精力的に取り組	の支出は、それ以上						
・ 保険金及び代位弁済費につ				んだこと (第1-1-(3)、第1-2-(3)及び第	に保険及び保証の引						
いては、経済情勢、国際環境				1-3-(2)を参照)、また、引受残高が減少基調	受残高の動向に大き						

の変化、災害の発生、法令の 変更等の影響を受けるもの であるため、評価において考 慮するものとする。				にある中で、事業費の大宗? び代位弁済費の支出が結果 より、上記のとおり大幅な! 考えられる。	具的に減少したことに	
4. 主務大臣による評価						
		主務大臣による	る評価			
評定					В	
<評定に至った理由>   自己評価の「B」との評価結果	が妥当であると確認できたため。					
<指摘事項、業務運営上の課題及び	改善方策>					
<その他事項>						

第2-2 経費支出の抑制 (平成29年度対比20%以上の一般管理費の抑制)

2. 主な経年データ (参考) 平成 29 年度 30 年度 令和元年度 2年度 3年度 4 年度 (参考情報) ・評価対象となる指標 達成目標 (2017年度) (2018年度) (2019年度) (2020年度) (2021年度) (2022年度) 当該年度までの累積値等、必要な情報 予算 決算 一般管理費(A) 2,011 1,679 1,723 うち削減対象外経費(B) 1,599 1,387 1,379 一般管理費 (削減対象) 412 292 345 (A - B)中期目標の期間中に、平成29年度比 削減率 (計画値) 20% で 20%以上削減 29 年度予算に対する削 16.3% 減率

3. 各事業年度の業務に係る目標、	計画、業務実績、年度評価に係る自	   己評価					
			ナル証何料無	法人の業務実績・自己評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	業務実績	自己評価		
2 経費支出の抑制	2 経費支出の抑制	2 経費支出の抑制	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>		
(1) 業務の見直し及び効率化を	業務の見直し及び効率化を	業務の見直し及び効率化を	○ 事業費削減率	(1) 経費支出の抑制に向けた取組	評定: B		
進め、全ての支出について、当	進め、全ての支出について、当	進め、全ての支出について、当		○ 経費支出の抑制につながるものとして、主に	経費支出の抑制に向		
該支出の要否を検討するとと	該支出の要否を検討するとと	該支出の要否を検討するとと	<その他の指標>	以下の取組を行った。	けて、着実な取組を		
もに、以下の措置を講じること	もに、以下の措置を講じること	もに、以下の措置を講じること	なし	・ 役職員に対する費用対効果等のコスト意	行ったことから、B		
等により、一般管理費(人件費、	等により、一般管理費(人件費、	等により、一般管理費(人件費、		識の徹底として、平成30年4月に「支出点	とする。		
租税公課、事務所賃料、外部と	租税公課、事務所賃料、外部と	租税公課、事務所賃料、外部と	<評価の視点>	検プロジェクトチーム」で決定した平成 30			
の不正通信の検知に必要な経	の不正通信の検知に必要な経	の不正通信の検知に必要な経	一般管理費の削減に向	年度の取組目標を役職員専用情報サイトに	<課題と対応>		
費、最高情報セキュリティアド	費、最高情報セキュリティアド	費、最高情報セキュリティアド	けた取組は行われてい	掲載して周知した。	_		
バイザーの設置に必要な経費、	バイザーの設置に必要な経費、	バイザーの設置に必要な経費、	るか	・ 物品調達等に係る少額随意契約について、			
特殊要因により増減する経費	特殊要因により増減する経費	特殊要因により増減する経費		従来の見積り合わせに比べ競争原理が働き			
及び中期目標期間中に新たに	及び中期目標期間中に新たに	及び中期目標期間中に新たに		契約が低く抑えられるオープンカウンター			
実施する取組 (第3の1の(1)	実施する取組(第1の1の(1)	実施する取組(第1の1の(1)		方式を平成 30 年 4 月より実施し、支出の抑			
及び(2)のイの取組に限る。)に	及び(2)のイの取組に限る。)に	及び(2)のイの取組に限る。)に		制に努めた。			
要する経費を除く。)について	要する経費を除く。)について	要する経費を除く。)を抑制す		・ 個別業務単位ごとの予算執行状況につい			
は、中期目標の期間中に、平成	は、中期目標の期間中に、平成	る。		て、勘定ごとに業務計画や過去の支出実績等			
29年度比で20%以上抑制する。	29年度比で20%以上抑制する。	(1) 役職員に対し、費用対効果		を勘案した「予算執行見込」を策定し、支出			
ア 役職員に対し、費用対効果	(1) 役職員に対し、費用対効果	等のコスト意識を徹底させ		実績を確認するなど、適正に期中管理を行っ			
等のコスト意識を徹底させ	等のコスト意識を徹底させ	る。		た。			
る。	る。	(2) 業務実施方法を見直す。					
イ 業務実施方法を見直す。	(2) 業務実施方法を見直す。	(3) 個別業務単位ごとの予算		<ul><li>○ 一般管理費(人件費等削減対象外とされてい</li></ul>			

ウ 個別業務単位ごとの予算 執行況の期中管理を徹底 する。 (2) 人件費(退職手当及び法定勧告 を除く。また、人事分を いこのいて、適切に対応する。 また、給与水準については、 国家公務員の給与水準を もり方について厳しく もり方について厳しく を が大生で、対国家公務員地域、 大上で、対国家公務員地域、 学歴別指数(地域・学歴別指数の を 上で、対国家の発生の が中期目標期間中は、 を を りた上で、対国家の が中期目標期間中は、 を を りた上で、 が中期目標期間中は、 を を りた上で、 が中期目標期間中は、 を を りた上で、 が中期目標期間中は、 を を りた上で、 が中期目標期間中は、 を と と と と も に 、 後 は 、 を と 、 を と 、 を と 、 を と 、 を と の た と 、 を と の を と の を と を と の を と と と と と と と と	(3) 個別業務単位ごとの予算 執行状況の期中管理を徹底 する。	執行状況の期中管理を徹底 する。	る経費は含まない。)の平成30年度支出実績は3億45百万円(平成29年度2億92百万円)で、平成29年度予算対比で16.3%の削減であった。 なお、平成30年度に予定していた経費支出のうち、システムの改修に係る調達については次年度に繰り越すこととし、会議システム(タブレット)の導入については検討の結果見送ることとした。  (2) 人件費の効率化第4-2を参照。

 4. 主務大臣による評価

 評定

 <評定に至った理由>

 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

<その他事項>

毎年度、調達等合理化計画の

策定及び自己評価の際の点

検を行うとともに、個々の契

第2-3

調達方式の適正化

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

毎年度、調達等合理化計画の

策定及び自己評価の際の点

検を行うとともに、個々の契

2	主な経年デー	ータ
∠ .	T. (み/性・十 /	-/-

• 評価対	象となる指標	指標	平成 2	考) 9 年度 年度)	30 <sup>4</sup> (2018			元年度 年度)		F度 年度)		F度 年度)	4年度 (2022年度)		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
			実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	
一般競争	件数	_	8件	73%	17 件	77%									
等入札	金額 (百万円)	_	44	63%	197	88%									
P+	件数	_	3 件	27%	5件	23%									
随意契約	金額 (百万円)	_	26	37%	27	12%									
<b>△</b> ∌I.	件数	_	11 件	100%	22 件	100%									
合計	金額 (百万円)	_	69	100%	224	100%									

中期目標	中期計画	年度計画	ナル並体性	法人の業務実績・自己評価		
中期日保	中期計画 	1 人	主な評価指標	業務実績	自己評価	
3 調達方式の適正化	3 調達方式の適正化	3 調達方式の適正化	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	
調達に係る契約については、	調達に係る契約については、	調達に係る契約については、	なし	(1) 調達等合理化計画	評定: B	
「独立行政法人における調達	「独立行政法人における調達	「独立行政法人における調達		ア 平成 30 年6月に策定した平成 30 年度調達	調達等合理化計画及	
等合理化の取組の推進につい	等合理化の取組の推進につい	等合理化の取組の推進につい	<その他の指標>	等合理化計画に基づき、一般競争入札等の着実	び調達に係る推進体	
て」(平成 27 年 5 月 25 日総務	て」(平成 27 年 5 月 25 日総務	て」(平成 27 年 5 月 25 日総務	なし	な実施、一者応札・応募の改善の取組、合理的	制の整備について、	
大臣決定) 及び国における取組	大臣決定) 及び国における取組	大臣決定) 及び国における取組		な調達の実施等に取組み、調達方式の適正化を	着実に取り組んだこ	
(「公共調達の適正化につい	(「公共調達の適正化につい	(「公共調達の適正化につい	<評価の視点>	図った。	とから、Bとする。	
て」(平成 18 年 8 月 25 日付け	て」(平成 18 年 8 月 25 日付け	て」(平成 18 年 8 月 25 日付け	調達に係る契約につい	平成 30 年度の一般競争入札等は 17 件、1 億		
財計第 2017 号財務大臣通知))	財計第 2017 号財務大臣通知))	財計第 2017 号財務大臣通知))	ての政府の方針を踏ま	97 百万円で、契約全体に対する割合は、件数で	<課題と対応>	
等を踏まえ、以下の事項を着実	等を踏まえ、以下の事項を着実	等を踏まえ、以下の事項を着実	えて、適正な調達に向	77%、金額で 88%であった。	_	
に実施する。	に実施する。	に実施する。	けた取組は行われてい			
(1) 調達等合理化計画	(1) 調達等合理化計画	(1) 調達等合理化計画	るか	イ 平成 30 年度に締結した契約に係る情報につ		
ア 信用基金が毎年度策定す	ア 信用基金が毎年度策定す	ア 信用基金が策定する調達		いて、契約情報取扱公表要領に基づき、信用基		
る調達等合理化計画に基づ	る調達等合理化計画に基づ	等合理化計画に基づき、一般		金ウェブサイトにて公表した。		
き、一般競争入札等(競争入	き、一般競争入札等(競争入	競争入札等(競争入札及び企		また、1 者応札・1 者応募の改善のフォロー		
札及び企画競争・公募)を着	札及び企画競争・公募)を着	画競争・公募)を着実に実施		アップとして、各調達案件について、改善項目		
実に実施する。	実に実施する。	する。		ごとに取組状況の確認を行った。		
イ 調達等合理化計画を踏ま	イ 調達等合理化計画を踏ま	イ 調達等合理化計画を踏ま				
えた取組状況をウェブサイ	えた取組状況をウェブサイ	えた取組状況をウェブサイ		(2) 調達に係る推進体制の整備		
トに公表し、フォローアップ	トに公表し、フォローアップ	トに公表し、フォローアップ		ア 平成30年度調達等合理化計画(案)、平成29		
を実施する。	を実施する。	を実施する。		年度調達等合理化計画の自己評価(案)及び		
(2) 調達に係る推進体制の整備	(2) 調達に係る推進体制の整備	(2) 調達に係る推進体制の整備		個々の契約案件の事後点検については、平成		
ア 契約監視委員会において、	ア 契約監視委員会において、	ア 契約監視委員会において、		30 年4月に開催した契約監視委員会において		

審議を受け承認された。

また、平成31年度調達等合理化計画(案)、

平成30年度調達等合理化計画の自己評価(案)

調達等合理化計画の策定及

び自己評価の際の点検を行

うとともに、個々の契約案件

約案件の事後点検を行う。

- イ 契約監視委員会において、 信用基金の調達に係る推進 体制が適正であるかの検証 を行い、必要に応じて、推進 体制の整備・見直しを行う。
- ウ 契約審査委員会の活用等 により、随意契約とする理由 が妥当か、一般競争入札等が 真に競争性・透明性が確保さ れる方法により実施されて いるか等を確認するなど、契 約の適正な実施を図る。
- エ 随意契約ができる理由を 会計規程等において明確化 し、公正性・透明性を確保し つつ、合理的な調達を実施す る

約案件の事後点検を行う。

- イ 契約監視委員会において、 信用基金の調達に係る推進 体制が適正であるかの検証 を行い、必要に応じて、推進 体制の整備・見直しを行う。
- ウ 契約審査委員会の活用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。
- エ 随意契約ができる理由を 会計規程等において明確化 し、公正性・透明性を確保し つつ、合理的な調達を実施す る。

の事後点検を行う。

- イ 契約監視委員会において、 信用基金の調達に係る推進 体制が適正であるかの検証 を行い、必要に応じて、推進 体制の整備・見直しを行う。
- ウ 契約審査委員会の活用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。
- エ 随意契約ができる理由を 会計規程等において明確化 し、公正性・透明性を確保し つつ、合理的な調達を実施す る。

及び個々の契約案件の事後点検については、平成31年4月に開催した契約監視委員会において審議を受け承認された。

- イ 信用基金は、総括理事(総務担当)を委員長とする契約審査委員会により調達等合理化に取り組むこととしており、平成30年4月開催の契約監視委員会において、契約審査委員会の開催状況等について審議を受け承認された。その際示された。
- ① 契約審査委員会で審議された事案を、適 宜、契約監視委員会委員に報告してほしい。
- ② 調達担当者に対する研修については、なる べく多くの調達担当者が参加できるように 実施してほしい

との意見に、それぞれ対応した。

ウ 随意契約案件については、随意契約とする理由が妥当か(「契約事務取扱細則第34条第1項なお書きの随意契約によることができる具体的な事例」(平成30年1月31日制定)(以下「随意契約にできる具体的事例」という。)に該当しているか)等、契約審査委員会の審査を受けた上で契約締結を行った。

平成30年度に締結した個々の契約の実施状況について、平成31年3月開催の契約審査委員会において、確認を行った。

エ 平成 30 年度に随意契約により調達した5 件、27 百万円については、随意契約にできる具体的事例に該当することについて、契約審査委員会で審査を受け契約を締結した。

1	一致-	大田に	1- 7	スラボ/正

主務大臣による評価

評定 <評定に至った理由> В

自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

<その他事項>

# 1. 当事務及び事業に関する基本情報 第2-4 電子化の推進

2. 主な経年データ								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3 年度 (2021 年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

	中期計画	年度計画 主な評価指標		法人の業務実績・自己評価	
中期目標	中期計画			業務実績	自己評価
4 電子化の推進	4 電子化の推進	4 電子化の推進	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>
業務の効率化及び簡素化を	業務の効率化及び簡素化を	業務の効率化及び簡素化を	なし	○ 業務の効率化の観点から、これまで農業、林業、	評定: B
図る観点から情報システムの	図る観点から情報システムの	図る観点から情報システムの		漁業の各部門において、別々に3台のファイルサ	会議システムにつ
改善に努めるとともに、ICT	改善に努めるとともに、ICT	改善に努めるとともに、以下の	<その他の指標>	ーバを運用してきたが、部門間での情報共有を可	ては、検討の結果
の活用等による電子決裁や情	の活用等による電子決裁や情	とおりICT活用の取組を推	なし	能にするため、平成30年9月に全部門共有のフ	導入を見送ったも
報デジタル化 (ペーパーレス	報デジタル化(ペーパーレス	進する。		ァイルサーバを導入し、情報の可用性の改善に取	の、共有ファイル
化)の取組など、業務の電子化	化)の取組など、業務の電子化	(1) 内部稟議や法人文書の保	<評価の視点>	り組んだ。ICT活用については、以下に取り組	ーバ及び電子決裁
を推進する。	を推進する。	管、閲覧、検索の効率化を図	業務の効率化及び簡素	んだ。	ステムについては
		るため、電子決裁システムを	化を図る観点から、業		画どおりに導入す
		導入する。	務の電子化の推進に向	(1) 電子決裁システムの導入	など、業務の電子
		(2) ペーパーレス化を推進す	けた取組は行われてい	内部稟議や法人文書の保管、閲覧検索の効率化	に向けての取組を
		るため、会議システム(タブ	るか	を図るため、文書管理システムの更新に合わせ	めたことから、I
		レット)を導入する。		て、電子決裁機能及びグループウェアを付加して	する。
				調達を行い、平成31年4月より稼働した。	
					<課題と対応>
				(2) ペーパーレス化の推進のための会議システム	_
				の導入	
				ペーパーレス化を推進するための会議システ	
				ム (タブレット) の導入については、以下の点か	
				ら困難と判断し、当面は会議システム(タブレッ	
				ト)の導入を見合わせることとした。	
				<ul><li>当初、市販のパッケージソフト及び機器を調</li></ul>	
				達し導入することを予定していたが、平成 29	
				年 11 月に設置したCIO補佐官と協議を行う	
				中で、政府統一基準群のセキュリティ要件を満	
				たすパッケージソフトは市販されていないこ	
				とが判明。	
				<ul><li>無線LANで会議システムを運用するには、</li></ul>	
				市販のパッケージソフトのカスタマイズや会	
				議室におけるセキュリティ対策の設備工事に	
				多額の費用がかかること。	

	·	<u> </u>	
		・ 有線LANでの運用には、信用基金内5カ所	
		の会議室にLANケーブルを敷設する必要が	
		あるが、令和2年に事務所の仮移転が予定され	
		ている中で、見合わないこと。	
		(3) その他(信用基金ホームページのリニューア	
		ル)	
		信用基金ホームページについては、これまでも	
		ウェブアクセシビリティの改善に向けて、利用し	
		づらいページ等の洗い出しに取り組んできたが、	
		アクセシビリティ対応や公表事項の検索の改善	
		を含めてリニューアルに向けて取り組んだ。	
		を占めてケーユーケルに同りて収り組化した。	
4. 主務大臣による評価			
4. 工物八円による計画	<b>十数十円による証価</b>		
	主務大臣による評価		
評定		В	
<評定に至った理由>		D D	
自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたが	- xh		
日 「日 「日 「日 」 こっか 日	- <sup>v</sup> / <sub>0</sub>		
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>			
○1日间 尹·朱、宋初左日上小师/区及U·以晋万米/			
<その他事項>			
5. その他参考情報			
0. Cツ世ッツ旧刊			

第3-1 財務運営の適正化

2. 主な経年データ								
2. 工体性サノーク		(参考)	I		1			T
・評価対象となる指標	指標	平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業信用保険業務								
業務収支(百万円)		3, 431	2,878					
(A—B)		3, 431	2,818					
収益合計 (A)		5, 722	5, 272					
政府事業交付金収入		54	37					
事業収入		5, 669	5, 235					
保険料収入		2, 947	2,840					
回収金収入		2,722	2, 395					
費用合計 (B)		2, 291	2, 394					
事業費		2, 291	2, 394					
保険金		2, 291	2, 394					
林業信用保証業務								
業務収支(百万円) (A-B)		64	48					
収益合計 (A)		737	574					
政府事業交付金収入		175	13					
事業収入		562	561					
保証料収入		293	279					
求償権回収収入		269	281					
費用合計 (B)		673	525					
事業費		673	525					
代位弁済費		673	525					
漁業信用保険業務								
業務収支(百万円) (A-B)		1, 161	1, 367					
収益合計 (A)		2, 524	2, 514					
政府事業交付金収入		960	1,096					
事業収入		1, 564	1,418					
保険料収入		793	736					
回収金収入		772	683		<del> </del>	<del></del>		
費用合計 (B)		1, 363	1, 147					
事業費		1, 363	1, 147					
保険金		1, 363	1, 147					

<sup>(</sup>注) 政府事業交付金収入は、損益ベース。それ以外は、現金ベースである。

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
中朔口保	中期計画	<b>十</b> 及訂回	土な計価相係	業務実績	自己評価
第5 財務内容の改善に関する	第3 財務内容の改善に関する目	第3 財務内容の改善に関する目	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>
事項	標を達成するためとるべき措置	標を達成するためとるべき措置	なし	○ 第2-1に記したとおり、保険及び保証の引受	評定:B
1 財務運営の適正化	1 財務運営の適正化	1 財務運営の適正化		けは増加しているものの、保険金及び代位弁済費	勘定ごとに中期目標
我が国農林漁業の健全な発	我が国農林漁業の健全な発	我が国農林漁業の健全な発	<その他の指標>	の支出が、中期計画策定時で想定したよりも大幅	期間の業務収支の黒
展を図るという政策的な見地	展を図るという政策的な見地	展を図るという政策的な見地	なし	に減少していることを背景に、農業信用保険勘	字を目指して、財産
から、信用基金の業務が安定的	から、信用基金の業務が安定的	から、信用基金の業務が安定的		定、林業信用保証勘定及び漁業信用保険勘定のい	運営の適正化に取り
かつ継続的に実施されること	かつ継続的に実施されること	かつ継続的に実施されること	<評価の視点>	ずれも平成30年度の業務収支は黒字となった。	組んだことから、1
が重要であり、このため、信用	が重要であり、このため、信用	が重要であり、このため、信用	長期的に収支均衡とす		とする。
基金の健全な財務内容を確保	基金の健全な財務内容を確保	基金の健全な財務内容を確保	ることを旨として、勘	○ 業務ごとの状況は、以下のとおり。	
することが必要不可欠となる。	することが必要不可欠となる。	することが必要不可欠となる。	定ごとに中期目標期間	(農業信用保険勘定)	<課題と対応>
このような観点から、信用基	このような観点から、信用基	このような観点から、信用基	の業務収支の黒字を目	農業信用保険業務については、第1-1-(3)	_
金は、長期的に収支均衡とする	金は、長期的に収支均衡とする	金は、長期的に収支均衡とする	指す取組は行われてい	に記したとおり、基金協会との事前協議、適正な	
ことを旨として、勘定ごとに中	ことを旨として、勘定ごとに中	ことを旨として、勘定ごとに中	るか	引受・支払審査、大口保険引受先を中心とした期	
期目標期間の業務収支の黒字	期目標期間の業務収支の黒字	期目標期間の業務収支の黒字		中管理等の取組により、保険金支払が抑制された	
を目指すこととし、第3の1か	を目指すこととし、第1の1か	を目指すこととし、第1の1か		ことから、平成30年度の業務収支は黒字となっ	
ら5までに掲げる制度の普及	ら5までに掲げる制度の普及	ら5までに掲げる制度の普及		た。	
推進や利用促進、保険事故率・	推進や利用促進、保険事故率・	推進や利用促進、保険事故率・			
代位弁済率の低減、求償権の回	代位弁済率の低減、求償権の回	代位弁済率の低減、求償権の回		(林業信用保証勘定)	
収等の取組を着実に実施する	収等の取組を着実に実施する	収等の取組を着実に実施する		林業信用保証業務については、第1-2-(1)	
とともに、効率的、自律的な業	とともに、効率的、自律的な業	とともに、効率的、自律的な業		に記したとおり、関係団体や融資機関に対して計	
務運営を行うものとする。	務運営を行うものとする。	務運営を行うものとする。		153 回の説明を行うなど制度の普及推進・利用促	
特に、林業信用保証業務につ	特に、林業信用保証業務につ	特に、林業信用保証業務につ		進に向けた取組を実施し、保証引受額は 282 億	
いては、前中期目標に掲げられ	いては、前中期目標に掲げられ	いては、前中期目標に掲げられ		62 百万円となり、前年を 9 億 98 百万円上回っ	
た保証料の増加が未達成であ	た保証料の増加が未達成であ	た保証料の増加が未達成であ		た。このほか、第1の2-(3)の代位弁済率の低	
ったことを踏まえ、業務収支の	ったことを踏まえ、業務収支の	ったことを踏まえ、業務収支の		減に向けた取組、第1の2-(4)の求償権の回収	
黒字化に資するよう、第3の2	黒字化に資するよう、第1の2	黒字化に資するよう、第1の2		等の取組、さらに、出資持分の払戻しの求償権へ	
(1)の普及推進・利用促進に向	(1)の普及推進・利用促進に向	(1)の普及推進・利用促進に向		の充当もあり、平成 30 年度の業務収支は黒字と	
けた取組を着実に実施するこ	けた取組を着実に実施するこ	けた取組を着実に実施するこ		なった。	
とにより、林業・木材産業の成	とにより、林業・木材産業の成	とにより、林業・木材産業の成			
長産業化に向けた林業信用保	長産業化に向けた林業信用保	長産業化に向けた林業信用保		(漁業信用保険勘定)	
証制度の利用拡大と保証料収	証制度の利用拡大と保証料収	証制度の利用拡大と保証料収		漁業信用保険業務については、第1-3-(2)	
入の確保を行うものとする。	入の確保を行うものとする。	入の確保を行うものとする。		に記したとおり、基金協会との事前協議、保険引	
<想定される外部要因>				受審査、保険金支払審査に係る情報の共有及び意	
<ul><li>業務収支は、経済情勢、国</li></ul>				見調整等の取組により、保険金支払が抑制された	
際環境の変化、災害の発生、				ことから、平成 30 年度の業務収支は黒字となっ	
法令の変更等の影響を受け				た。	
るものであるため、評価にお					
いて考慮するものとする。					

4. 主務大臣による評価		
	主務大臣による評価	
評定		В
<評定に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。		
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>		
<その他事項>		

支出合計

収入合計

支出合計

漁業災害補償関係勘定(百万円)

第3-2 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

2. 主な経年データ								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業信用保険勘定(百万円	])							
収入合計		24, 836	24, 194					
支出合計		21, 513	21, 652					
林業信用保証勘定(百万円	])							
収入合計		7, 612	7, 789					
支出合計		8, 127	7,370					
漁業信用保険勘定(百万円	])							
収入合計		15, 761	18, 485					
支出合計	•	14, 175	17, 701					
農業保険関係勘定(百万円	1)							
収入合計	•	535	385					

404

6

14

313

6

19

3. 各事業年度の業務に係る目標、	計画、業務実績、年度評価に係る自	1己評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
中朔日倧 	中期計画 	1 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人	土な計価拍係	業務実績	自己評価
	2 予算(人件費の見積りを含	2 予算(人件費の見積りを含	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>
	む。)、収支計画及び資金計画	む。)、収支計画及び資金計画	なし	○ 予算に対する決算の状況は、別紙のとおりであ	評定: B
	予算(人件費の見積りを含	予算(人件費の見積りを含		り、勘定ごとの状況は以下のとおり。	適正な業務運営を確
	む。)、収支計画及び資金計画に	む。)、収支計画及び資金計画に	<その他の指標>	(農業信用保険勘定)	保するため、年度計
	ついては、別紙のとおり。	ついては、別紙のとおり。	なし	基金協会の保証債務の履行を円滑にするため	画における予算に基
				に必要な資金の貸付額及び償還額が当初の見込	づき、適正な業務運
			<評価の視点>	みより下回ったこと等から、支出及び収入の決算	営を実施したことか
			適正な業務運営を確保	額は予算額を下回った。	ら、Bとする。
			するものであるか		
				(林業信用保証勘定)	<課題と対応>
				木材産業等高度化推進資金の原資となる信用	_
				基金からの都道府県に対する貸付額及び償還額	
				が当初の見込みより下回ったこと等から、支出及	
				び収入の決算額は予算額を下回った。	
				(漁業信用保険勘定)	
				基金協会の保証債務の履行を円滑にするため	

に必要な資金の貸付額及び償還額が当初の見込 みより下回ったこと等から、支出及び収入の決算
額は予算額を下回った。
(農業保険関係勘定、漁業災害補償関係勘定) 予算では、セーフティネットという業務の特性
上、大災害が発生した場合に共済金支払原資を供
給できるよう、最大規模の貸付実績を勘案して、 貸付計画・借入計画を設定している。
平成30年度においては想定したような大災害 が発生しなかったことから、予算と決算に大きな
でではいったことがら、「昇と次昇に入さな」 でではなりにある。
○ 収支計画に対する決算の状況は、以下のとお
り。 (農業信用保険勘定)
責任準備金の積立額が減少し戻入となったこ と等により、28 億 5 百万円の当期総利益を計上
した。
(林業信用保証勘定)
保証債務残高の増加に伴い保証債務損失引当 金の繰入が生じたこと等により、4億8百万円の
当期純損失を計上した。この損失については、前 中期目標期間繰越積立金を同額取り崩して充て
t
(漁業信用保険勘定)
責任準備金の積立額が減少し戻入となったこ と等により、27 億 61 百万円の当期総利益を計上
した。
(農業保険関係勘定) 一般管理費のうち人件費を除いた経費を削減
したこと等により、6百万円の当期総利益を計上
した。
(漁業災害補償関係勘定) 貸付実績がなく、事業収入が減少したこと等に
より、4百万円の当期純損失を計上した。この損
失については、前中期目標期間繰越積立金を同額 取り崩して充てた。

4. 主務大臣による評価		
	主務大臣による評価	
= T-L+		
評定		В
<評定に至った理由>		
自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。		
. He liberty and the later.		
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>		
<その他事項>		

 1. 当事務及び事業に関する基本情報

 第3-3
 決算情報・セグメント情報の開示

2. 主な経年データ											
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報			

3. 各事業年度の業務に係る目標、	計画、業務実績、年度評価に係る							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				
中期日保	中期計画	平及訂画	土な計価拍係	業務実績	自己評価			
2 決算情報・セグメント情報の	3 決算情報・セグメント情報の	3 決算情報・セグメント情報の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>			
開示	開示	開示	なし	○ 平成30年6月に、勘定区分に応じた平成29年	評定:B			
信用基金の財務内容等の一	信用基金の財務内容等の一	信用基金の財務内容等の一		度財務諸表(6月20日主務大臣承認)を信用基金	決算情報・業務内容			
層の透明性を確保する観点か	層の透明性を確保する観点か	層の透明性を確保する観点か	<その他の指標>	ウェブサイトに掲載した。	に応じた情報の開			
ら、決算情報や、業務内容等に	ら、決算情報や、業務内容等に	ら、決算情報や、業務内容等に	なし	財務内容の一層の透明性を確保するため、上記財	示を行ったことか			
応じた適切な区分に基づくセ	応じた適切な区分に基づくセ	応じた適切な区分に基づくセ		務諸表に加え、以下の情報を掲載した。	ら、Bとする。			
グメント情報の開示を徹底す	グメント情報の開示を徹底す	グメント情報の開示を徹底す	<評価の視点>	① 「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保				
る。	る。	る。	適切な区分に基づく情	険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務	<課題と対応>			
			報の開示は行われてい	に係る財務及び会計に関する省令」(以下「財会省	_			
			るか	令」という。) に規定された区分毎の財務諸表と				
				併せて、決算概要を説明した資料				
				② 決算情報について、経年比較や財務分析指標				
				③ 事業報告書について、財会省令の区分による、				
				・事業損益の経年比較・分析				
				・総資産の経年比較・分析				
				<ul> <li>財源構造及び財務データ</li> </ul>				
				<ul><li>その他業務実績等報告書と関連付けた事業</li></ul>				
				説明				
				http://www.jaffic.go.jp/information_				
				disclosure/outline2/financial_statements.html				
				<u>#29</u>				

4. 主務大臣による評価	
	主務大臣による評価
評定	В
<評定に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。	
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	
<その他事項>	

年度評価 項目別評定調書 (財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置)

1. 当事務及び事業に関す	する基本性	青報											
第3-4	長期借	入金の条件											
2. 主な経年データ													
・評価対象となる指標	指標		(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)		30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	(	3年度 (2021年度)			(参考情報) の累積値等、必要な情報	
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価													
注 人の業務主績・自己証価													
中期目標			中期計画		年度計画		主な評価指標			業務実績	自己評価		
3 長期借入金の条件 基金法第 17 条 (漁業 償法 (昭和 39 年法律第	基金法第 17 条(漁業災害補 基金法第 17 条(漁業災害補					での条件 17条(漁業災害補 19年法律第158号)	<主な定量的指標> なし	>	<主要な業務 (実績は、な			<自己評価> 評定:-	
第 196 条の 11 第 1 項又は暫定 措置法第 7 条の規定により読 み替えて適用する場合を含 み替えて適用する場		条の 11 第1項又は曹 第7条の規定により て適用する場合を	f定 ) 読 ∶含	第 196 条の 措置法第 7 章 み替えて適	<その他の指標>         なし         <評価の視点>					<課題と対応>			
が長期借入金をするに ては、市中の金利情勢等	明借入金をするに当たっ が長期借入金をするに当たっ が長 市中の金利情勢等を考慮 ては、市中の金利情勢等を考慮 ては 近力有利な条件での借入れ し、極力有利な条件での借入れ し、			む。)の規定に基づき、信用基金 が長期借入金をするに当たっ ては、市中の金利情勢等を考慮 し、極力有利な条件での借入れ を図る。		極力有利な条件で借入 れを行っているか							
4. 主務大臣による評価													
						主務大臣によ	る評価						
評定										_	-		
<評定に至った理由>													
<指摘事項、業務運営上の	課題及び	改善方策 >											
<その他事項>													

年度評価 項目別評定調書 (財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置)

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第3-5	短期借入金の限度額													
2. 主な経年データ			T			1				T				
・評価対象となる指標	(参考) 指標 平成 29 年度 (2017 年度)			30 年度 (2018 年度)		令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	(2	3年度 2021年度)	4 年度 (2022 年度)	当該	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情		
3. 各事業年度の業務に係	4ろ日標	計画 業務	等実績 年度評価に係	ろ自己評価	i									
	I.O H.W.	H E . X . X		2 1 1 11 11					法人の業務実績・自己評価					
中期目標			中期計画		年度計画		主な評価指標		業務実績				自己評価	
	5 短期借入金 農業保険		呆険関係勘定及び漁	険関係勘定及び漁業 農業保険関係勘定及び漁業			<主な定量的指標> なし	>	<主要な業務実績> (実績は、なし)				<自己評価> 評定:一	
時達		時的に <sup>2</sup> 達するが 業保険関	賞関係勘定における 不足する貸付原資を こめの短期借入金は、 掲係勘定において782	る貸付原資を調 時的に不足する貸付原資を		する貸付原資を調 の短期借入金は、農 勘定において782億	<その他の指標> なし						<課題と対応>	
7.7		€災害補償関係勘定に ) 億円を限度とする。	お 円、漁業災害補償関係勘定 いて 110 億円を限度とする		- 111412 411 411 1111 - 1	<評価の視点> 限度額の範囲内で行れたか	行わ							
4. 主務大臣による評価														
						主務大臣による	る評価							
評定											_			
<評定に至った理由>										·				
<指摘事項、業務運営上の	課題及び	改善方策>												
<その他事項>														
5. その他参考情報	5. その他参考情報													

年度評価 項目別評定調書 (財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置)

1. 当事務及び事業に関す	する基本情	<b></b>									
第3-6	不要財	産の処分に	関する計画								
2. 主な経年データ											
・評価対象となる指標			(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度		2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4 年度 (2022 年度)		参考情報) D累積値等、必要な情報	
3. 各事業年度の業務に係	系る目標、	計画、業務	8実績、年度評価に係	る自己評価							
中期目標			中期計画		年度計画	主な評価指標		法人の業務実績・自己評価			
下朔口惊			下朔 正 凹		十尺可凹	土な計画担保		業務実績		自己評価	
		ること		あ ること に る場合 関する	要財産又は不要財産とな とが見込まれる財産があ 計には、当該財産の処分に 計画 どなし。	<主な定量的指標>なし <その他の指標>なし <評価の視点>	> <主要な業 (実績は、			<自己評価> 評定:- <課題と対応> -	
4. 主務大臣による評価											
					主務大臣によ	る評価					
評定									_		
<評定に至った理由> <指摘事項、業務運営上の <その他事項>	課題及び	改善方策>									
5. その他参考情報											

年度評価 項目別評定調書 (財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置)

1. 当事務及び事業に関っ	する基本	情報								
第3-7	不要財	産以外の重	要な財産の譲渡等に関す	「る計画						
2. 主な経年データ										
・評価対象となる指標		指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4年度 (2022年度)		(参考情報) の累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に任	係る目標、	、計画、業務	務実績、年度評価に係る	自己評価		T				
中期目標			中期計画	年	度計画	主な評価指標			<b>業務実績・自己評価</b>	
1 774 1-1 141							業務実績		自己評価	
		要な財産	6 に規定する財産以外の重 7 6 に規定する財産以外の 要な財産を譲渡し、又は担保に 供しようとするときは、その計		譲渡し、又は担保に		> <主要な業務 (実績は、な			<自己評価> 評定:一
		画 予定7	なし。	画 予定なし。		<その他の指標> なし				<課題と対応>
						<評価の視点> なし				
		•		•			•			
4. 主務大臣による評価										
					主務大臣によ	る評価				
評定									_	
<評定に至った理由>										
<指摘事項、業務運営上の	課題及び	『改善方策>								
<その他事項>										
5. その他参考情報										
	·	·	·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·	·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·

年度評価 項目別評定調書(財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置)

1. 当事務及び事業に関す	する基本性	青報									
第3-8	剰余金	の使途									
2. 主な経年データ											
・評価対象となる指標	-	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)			2 年度 (2020 年度) (2		4年度 (2022年度)		⇒考情報) 累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係	系る目標、	計画、業務	秀実績、年度評価に係	る自己評価							
中期目標			中期計画	Į.	年度計画	主な評価指標			法人の業績	務実績・自己評価	
中州口际			中州司四	1	十月司四			業務実績			自己評価
		農林漁業金融のセーフティ			)使途 巻金融のセーフティ 関としての役割の向	<主な定量的指標> なし		<主要な業務実績> (目的積立金を積み立てていないことから、実績な			<自己評価> 評定:一
4. 主務大臣による評価		上のため	め、人材の育成・研修 ステムの充実等の使	き、 上のため、	人材の育成・研修、 テムの充実等の使途	<その他の指標>なし  〈評価の視点> 目的積立金は、中期画で定めた使途に使されているか					<課題と対応>
					主務大臣によ	る評価					
評定									_		
<評定に至った理由> <指摘事項、業務運営上の <その他事項>	課題及び	でき方策>									
5. その他参考情報											
					•	•					

年度評価 項目別評定調書 (その他主務省令で定める業務運営に関する事項)

1. 当事務及び事業に関す										
第4-1	施設及	び設備に関す	する計画 ニュー・							
	•									
2. 主な経年データ										
・評価対象となる指標		指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)		
3. 各事業年度の業務に係	系る目標、	計画、業務	務実績、年度評価に係る	る自己評価						
								法人の業	務実績・自己評価	i
中期目標	中期計画 年度計画		主な評価指標		業務実績					
第6 その他業務運営に重要事項	関する	業務運営	の他主務省令で定め 営に関する事項 及び設備に関する計画 なし。	事項	業務運営に関する 役備に関する計画	<主な定量的指標>なし <その他の指標>なし <評価の視点>	> <主要な業務実績>       <自			自己評価 <自己評価> 評定:- <課題と対応> -
4. 主務大臣による評価										
					主務大臣によ	る評価				
評定								-	_	
<評定に至った理由>										
<指摘事項、業務運営上の	課題及び	で改善方策>								
<その他事項>										
5. その他参考情報										

#### 1. 当事務及び事業に関する基本情報

第4-2職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)

2. 主な経年データ	
------------	--

・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
常勤職員数								
定員	113 名	113 名	113 名					
実員 (期初。再雇用を 含む。)	_	108名	110名					期初は、各年度の4月1日現在である。
実員 (期末。再雇用を 含む。)	_	99名 (106名)	101名 (105名)					期末は、各年度の3月31日現在である。カッコ内は、期末の退職者を含む 常勤職員数である。

#### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

1 職員の人事	2 職員の人事に関する計画()
	員及び人件費の効率化に関する
	目標を含む。)
(1) 人員	(1) 人員

業務の質や量に対応した組 織体制・人事配置の見直しを通 じて、業務運営の効率化を行う ことにより、人員の抑制を図 る。

中期目標

#### (2) 人事評価

役職員に対して、目標管理を 取り入れた適切な人事評価を 着実に実施し、その業績及び勤 務成績等を給与・退職金等に確 実に反映させることにより、業 務遂行へのインセンティブを 向上させる。

#### (3) 人材の確保、人材の養成 ア 人材の確保

金融、保険業務等の分野に おいて高度な専門性を有す る民間企業等の人材を採用 する。また、適切な人事管理 の構築等を通じた魅力ある 就業環境の形成により、人材 の確保を行う。

中期計画

業務の質や量に対応した組 織体制・人事配置の見直しを通 じて、業務運営の効率化を行う ことにより、期末の常勤職員数 が期初の常勤職員数(113名) を上回らないようにする。

#### (2) 人件費の効率化

人件費(退職手当及び法定福 利費を除く。また、人事院勧告 を踏まえた給与改定部分を除 く。) については、政府の方針 を踏まえつつ、適切に対応す

また、給与水準については、 国家公務員の給与水準を十分 考慮し、手当を含め役職員給与 の在り方について厳しく検証 した上で、対国家公務員地域・ 学歴別指数(地域・学歴別法人 基準年齢階層ラスパイレス指 数)が中期目標期間中は、毎年 度100を上回らない水準とし、

2 職員の人事に関する計画(人 員及び人件費の効率化に関する 目標を含む。)

年度計画

(1) 人員

業務の質や量に対応した組 織体制・人事配置の見直しを通 じて、業務運営の効率化を行う ことにより、平成31年3月31 日の常勤職員数が平成 30 年4 月1日の常勤職員数(113 名) を上回らないようにする。

#### (2) 人件費の効率化

人件費(退職手当及び法定福 利費を除く。また、人事院勧告 を踏まえた給与改定部分を除 く。) については、政府の方針 を踏まえつつ、適切に対応す

また、給与水準については、 国家公務員の給与水準を十分 考慮し、手当を含め役職員給与 の在り方について厳しく検証 した上で、対国家公務員地域・ 学歷別指数(地域·学歷別法人 基準年齢階層ラスパイレス指 数) が中期目標期間中は、毎年

### <主な定量的指標> ○ 定員及び実員の推

主な評価指標

#### <その他の指標> なし

<評価の視点> 人員体制、人件費の効 率化、人事評価及び人 材の確保・養成に向け た取組は行われている

#### <主要な業務実績> (1) 人員

#### 業務体制、退職者数及びそれを補う新規採用 者数等を勘案して人員配置を行った。

業務実績

平成30年度には3名を新規採用し、この結 果、平成30年4月1日時点で110名、平成31 年3月31日時点で101名(平成31年3月末の 退職者を含めると105名)となった。

法人の業務実績・自己評価

- 平成31年度からの施行に向けて、以下のと おり組織体制を大幅に見直した。
  - ・ 職員の士気の向上に資するよう「上席課長 補佐|「主任|という新たな職名の設置
  - 部署の名称の簡素化及び部門を超えた名 称の統一化
  - 部門横断的な事務遂行の一体化の促進に 向けて、①複数の部門に関係する企画事務の 一体化、②情報システムに関する事務の集約 化、③経理業務の見直し(②と③については 令和元年10月より施行予定。)
- (2) 人件費の効率化
- 人事院勧告を受けた国家公務員の給与改定 を基礎として、関係規程等を改正した。
- 給与水準について、平成30年度の対国家公

<自己評価> 評定: B 組織体制や研修計画 の見直しのほか、人

自己評価

事評価、人材の確保、 人材の養成について 取り組んだ。また、 給与水準について、 対国家公務員地域: 学歴別指数は100を 上回らなかった。 これらのことから、 Bとする。

<課題と対応>

#### イ 人材の養成

個々の職員の専門性の向上に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させるなど、専門性の高い人材の早期育成を図る。

給与水準の適正化に取り組む とともに、検証結果や取組状況 を公表する。

(参考) 期中の人件費総額(見込み) 5,569 百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員 諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

#### (3) 人事評価

役職員に対して、目標管理を 取り入れた適切な人事評価を 着実に実施し、その業績及び勤 務成績等を給与・退職金等に確 実に反映させることにより、業 務遂行へのインセンティブを 向上させる。

(4) 人材の確保、人材の養成ア 人材の確保

金融、保険業務等の分野に おいて高度な専門性を有す る民間企業等の人材を採用 する。また、適切な人事管理 の構築等を通じた魅力ある 就業環境の形成により、人材 の確保を行う。

イ 人材の養成

個々の職員の専門性の向上に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させるなど、専門性の高い人材の早期育成を図る。

度100を上回らない水準とし、 給与水準の適正化に取り組む とともに、検証結果や取組状況 を公表する。

(3) 人事評価

役職員に対して、目標管理を 取り入れた適切な人事評価を 着実に実施し、その業績及び勤 務成績等を給与・退職金等に確 実に反映させることにより、業 務遂行へのインセンティブを 向上させる。

(4) 人材の確保、人材の養成

ア 人材の確保

金融、保険業務等の分野に おいて高度な専門性を有す る民間企業等の人材を採用 する。また、適切な人事管理 の構築等を通じた魅力ある 就業環境の形成により、人材 の確保を行う。

イ 人材の養成

個々の職員の専門性の向上に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させるなど、専門性の高い人材の早期育成を図る。

務員地域・学歴別指数は99.6であった。

#### (3) 人事評価

- 能力評価、業績評価等により、人事評価を行った。
- 人事評価のプロセスの一環として、平成 30 年度上半期より、新たに管理職と課員の面談を 行った。
- 人事評価の結果については、職員の勤勉手 当、昇格・昇給の基礎資料として活用した。
- 役員の期末特別手当については、役員給与規程により、主務大臣が行う業績評価の結果を参考として、その者の業績を勘案して支給した。

#### (4) 人材の確保、人材の養成

ア 人材の確保

- 外部から登用した金融機関勤務経験者、再雇用した定年退職職員を適所に配置し、その専門知識や経験を業務に生かした。
- 新規職員の採用について、優れた人材を確保するため、前年度までのスケジュールの見直しを行った。具体的には、採用試験の時期を早める、7月中に合格者への通知を行う、10月1日に内定式を行う等。
- 労働契約法に基づく有期労働職員(派遣職員)の無期転換ルールに対応するため、平成30年9月に非常勤職員就業規則を制定した。その10月1日の施行と同日付けで、非常勤職員2名を採用した。

#### イ 人材の養成

- 各職員の在籍状況を把握しつつ、日常の業務 及び研修により能力向上を図るとともに、人事 評価結果等により適性を見極め、適材適所の配 置を行った。
- 「能力開発研修(専門研修)実施要領」に基 づき職員研修を行い、専門知識を有する人材の 育成に取り組んだ。
- 若手職員に対する研修の充実、管理職員及び

	中堅職員の外部研修への参加を通じて、より高度な専門知識を有する人材の養成に取り組んだ。  ○ 平成31年度からの施行に向けて、以下のとおり研修計画を大幅に見直した。 ・ 職員のステージ(新人、若手、中堅、管理職)や専門分野(システム関係、経理関係)に応じた研修の構築 ・ 若手職員に対する研修の充実
主務大臣による評価	
	В
きめ。	
	主務大臣による評価

年度評価 項目別評定調書 (その他主務省令で定める業務運営に関する事項)

1. 当事務及び事業に関す	する基本情	青報									
第4-3	積立金	の処分に関	する事項								
2. 主な経年データ											
・評価対象となる指標	1	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)			2年度 (2020年度)		3年度     4年度       (2021年度)     (2022年度)       当該年度まで		⇒考情報) 累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に依	系る目標、	計画、業務	8実績、年度評価に係	る自己評価		T		1			
中期目標			中期計画	年	<b>三度計画</b>	主な評価指標			法人の業績 業務実績	答実績・自己評価	自己評価
	3 積立金の処分に関する事項 農業信用保険業務、林業信用 保証業務、漁業信用保険業務、 農業保険関係業務及び漁業災 害補償関係業務の各勘定にお いて前中期目標期間からの繰 越積立金があるときは、それぞ れの業務の財源に充てること		用 農業信用 保証業務、 災 農業保険関係 お 害補償関係 いて前中期 越積立金が	3 積立金の処分に関する事項 農業信用保険業務、林業信用 保証業務、漁業信用保険業務、 農業保険関係業務及び漁業災 害補償関係業務の各勘定にお いて前中期目標期間からの繰 越積立金があるときは、それぞ れの業務の財源に充てること		<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 各勘定の前中期目標期		〈主要な業務実績〉 〈主要な業務実績〉 ○ 林業信用保証勘定及び漁業災害補償関係勘定 記計上の前中期目標期間繰越積立金は、林業信用 保証勘定における当期純損失4億8百万円及び 漁業災害補償関係勘定における当期純損失4百万円の補てんに充てた。 なお、農業信用保険勘定、漁業信用保険勘定及 び農業保険関係勘定に計上の同積立金は、同勘定			
		とする。		とする。		間繰越積立金は、			期純利益を計上した 行っていない。	ことから、同積立	
4. 主務大臣による評価											
					主務大臣によ	る評価					
評定									В		
<評定に至った理由> 自己評価の「B」との	評価結果	が妥当であ	ると確認できたため。								
<指摘事項、業務運営上の	課題及び	改善方策>									
<その他事項>											
5 その他参考情報											

#### 1. 当事務及び事業に関する基本情報

第4-4-(1) ガバナンスの高度化

2.	主	な経	年	デー	- タ

・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3 年度 (2021 年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

#### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

(1) 運営委員会
政府以外の出資者や外部有
識者を委員とする運営委員会
を適時に開催して、これらの委
員から示された意見等を信用
基金の業務運営に的確に反映

中期目標

2 ガバナンスの高度化

(2) 内部統制機能の強化

#### ア役員会

させる。

理事長の意思決定を補佐 するため、役員会を定期的に 開催して、業務に関する重要 事項について意見交換を行 う。

イ 内部統制委員会

理事長をトップとする内部 統制委員会を開催して、各種 委員会における取組状況をモニタリングするなど、内部統 制を推進する。

ウ リスク管理委員会

外部有識者を委員として含むリスク管理委員会を開催して、金融業務に固有のリスクについて統合的なリスク管理を実施する。

エ コンプライアンス

業務の適正な執行を図る ため、コンプライアンス委員 4 その他中期目標を達成する ために必要な事項

中期計画

(1) ガバナンスの高度化

#### ア 運営委員会

政府以外の出資者や外部 有識者を委員とする運営委 員会を適時に開催して、これ らの委員から示された意見 等を信用基金の業務運営に 的確に反映させる。

- イ 内部統制機能の強化
- (ア) 役員会

理事長の意思決定を補 佐するため、役員会を定期 的に開催して、業務に関す る重要事項について意見 交換を行う。

(イ) 内部統制委員会

理事長をトップとする 内部統制委員会を開催し て、各種委員会における取 組状況をモニタリングす るなど、内部統制を推進す る。

(ウ) リスク管理委員会

外部有識者を委員として含むリスク管理委員会を開催して、金融業務に固有のリスクについて統合的なリスク管理を実施す

4 その他

(1) ガバナンスの高度化

### ア 運営委員会 政府以外の出資者や外部 有識者を委員とする運営委 員会を適時に開催して、これ らの委員から示された意見 等を信用基金の業務運営に

年度計画

- 的確に反映させる。 イ 内部統制機能の強化
- (ア) 役員会

理事長の意思決定を補 佐するため、役員会を定期 的に開催して、業務に関す る重要事項について意見 交換を行う。

(イ) 内部統制委員会

理事長をトップとする 内部統制委員会を開催し て、各種委員会における取 組状況をモニタリングす るなど、内部統制を推進す る。

(ウ) リスク管理委員会

外部有識者を委員として含むリスク管理委員会を開催して、金融業務に固有のリスクについて統合的なリスク管理を実施する

<主な定量的指標> なし

主な評価指標

<その他の指標>

<評価の視点> ガバナンスの高度化に 向けた取組は行われて いるか

#### <主要な業務実績> ア 運営委員会

○ 運営委員会においては、やむを得ない事情により会議を開く余裕がないと認められるときの議決方法について、これまで詳細なルールを規定していなかったことから、書面議決に係る運営細則を制定した。

業務実績

法人の業務実績・自己評価

- 平成30年の改正基金法の「出資持分の払戻し」に係る中期計画・年度計画の変更については、改正基金法の公布、施行後速やかに手続を行う必要があったことから、運営委員会に諮って書面議決を行った。
- 平成 30 年 9 月から 10 月に開催した運営委員会において、前年度の業務実績評価書、決算等について報告を行った。また、平成 31 年 2 月から 3 月に開催した運営委員会において、業務方法書の変更、中期計画の変更、平成 31 年度年度計画について審議を行った。
- 運営委員会の運営方法の見直し

運営委員会において、法定の議決事項である 業務方法書、中期計画、年度計画について審議 を行った。また、これまで運営委員会に報告してこなかった「料率算定委員会」「業務運営の 検証委員会」の結果や、中期目標等で各業務の 重要課題と位置付けられている「信用保証(保 険)制度の普及推進・利用促進」「農業信用保 険業務における借入者の信用リスクに応じた 保険料率の導入」「林業信用保証業務における

<自己評価> 評定:B

自己評価

統制委員会の開催、 医査の開発通化、 取り組んだほかいた。 日本の内部統制の事態化に 田基金の内部統制の内部に 日本の内部に にて今日直して の方を見直し、 について今日直止上 の方を行った。 これらのことから、

Bとする。

<課題と対応>

会において外部有識者の知見を活用するなど、コンプライアンス(法令等遵守)に着実に取り組む。

#### オ 事務リスク自主点検

事務リスクの顕在化を防止するため、事務リスク自主 点検を実施するとともに、そ の結果を踏まえて改善策を 検討する。

#### カ 監査

各部署から独立した内部 監査担当部署による内部監 査を通じて、また、信用基金 から独立した監事及び会計 監査人による監査を通じて、 法令等に則った適切かつ健 全な業務運営が確保される ようにする。 (エ) コンプライアンス

業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス 委員会において外部有識 者の知見を活用するなど、 コンプライアンス(法令等 遵守)に着実に取り組む。

(オ) 事務リスク自主点検 事務リスクの顕在化を 防止するため、事務リスク 自主占絵を実施オスレレ

助止するため、事務リスク 自主点検を実施するとと もに、その結果を踏まえて 改善策を検討する。

#### (カ) 監査

各部署から独立した内 部監査担当部署による内 部監査を通じて、また、信 用基金から独立した監事 及び会計監査人による監 査を通じて、法令等に則っ た適切かつ健全な業務運 営が確保されるようにす る。 (エ) コンプライアンス

業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス 委員会において外部有識 者の知見を活用するなど、 コンプライアンス(法令等 遵守)に着実に取り組む。

(オ) 事務リスク自主点検

事務リスクの顕在化を 防止するため、事務リスク 自主点検を実施するとと もに、その結果を踏まえて 改善策を検討する。

#### (カ) 監査

各部署から独立した内 部監査担当部署による内 部監査を通じて、また、信 用基金から独立した監事 及び会計監査人による監 査を通じて、法令等に則っ た適切かつ健全な業務運 営が確保されるようにす 将来性評価の導入」といった事項の検討状況に ついて報告を行うなど、幅広く意見を聞き、今 後の業務運営に反映されるよう見直しを行っ た。

#### イ 内部統制機能の強化

○ 内部会議体の在り方の見直し

信用基金の内規により設置されている23の会議体について、今日的にその在り方の見直しを行い、以下について平成31年度より廃止又は統合を行うこととした。

- 支出点検プロジェクトチーム
- · 農業融資保険審査委員会
- 債権管理事案協議会(林業部門)
- · 情報化推進委員会
- · 東日本大震災対策推進本部

#### (ア) 役員会

- 役員会を13回開催(うち臨時役員会2回)。 各業務実績の報告を受けて、年度計画の進捗管理を行うほか、中期計画・年度計画の変更や運営委員会の開催など、業務運営に関する重要事項について意見交換を行い、理事長の意思決定を補佐した。
- 平成30年4月と10月に理事長が示したメッセージ(「平成30年度の業務運営に向けて」、「平成30年度下半期に向けて」)を役職員専用情報サイトに掲載して、役職員に周知した。

#### (イ) 内部統制委員会

- 四半期ごとに内部統制委員会を開催し、各種 委員会の取組状況に係るモニタリング等を実施し、内部統制を推進した。
- 業務の進捗管理がメリハリのある効果的なものとなるよう、事務作業の効率化にも配慮し、①期中評価分析の頻度を四半期ごとから半期ごとに減らす、②年度計画における各指標について毎月の進捗管理を行う、③重点課題の進捗管理を始める等の見直しを行った。

#### (ウ) リスク管理委員会

○ 平成 30 年 7 月及び平成 31 年 1 月にリスク 管理委員会を開催し、リスク計量結果、リスク 管理に係る対応状況、「料率算定委員会」「業務

TIN O MOTE EL A LOCKET PAR LA CONTRACTOR DE LA CONTRACTOR
運営の検証委員会」の結果等について、報告し
た。
(エ) コンプライアンフ世帯のための取如
(エ) コンプライアンス推進のための取組
○ 役職員を対象としたコンプライアンス研修 カーンプライアンス かまなおしません
やコンプライアンス・チェックを実施したほ
か、コンプライアンス・マニュアルや Q&A の
見直し等を行った。
〇 平成31年3月に、コンプライアンス委員会
を開催し、コンプライアンス・チェックの実施
結果概要報告や改善策の提案等について協議
を行った。
(オ)事務リスク自主点検の実施
○ 平成 30 年 9 月に事務リスク自主点検を実施
し、過去の内部監査等による指摘事項等を踏ま
え、事務ミスの有無について確認を行った。
○ 年度内に発生した事故について、理事長に対
して速やかに報告をするとともに、再発防止策
等を検討した。その後、四半期ごとのの内部統
制委員会に報告を行った。
○ 事故発生・対応状況及び再発防止の取組につ
いて、内部監査等により随時確認を行った。
○ 平成 30 年 8 月、11 月及び平成 31 年 3 月に 開催した***なかぎ手具へにないって、***なかぎ等
開催した業務改善委員会において、業務改善策
提案7件について審議を行った。
(カ)監査を通じた適切かつ健全な業務運営
○ 内部監査の実施 「内部監査の実施
「内部監査規程」(平成 27 年 3 月改正) に基
づき内部監査年度計画を作成し、その計画に従
い、内部監査を実施した。結果については、随
時理事長へ報告した。
○ 断事断术の中標
○ 監事監査の実施 平成 30 年度監事監査計画に基づき、監事監
査を実施した。
○ △ミルサーオー)ァトナルナの中央
○ 会計監査人による監査の実施 ・ 双は20年の日の合計監査 / 伝述者習字系
・ 平成30年9月の会計監査人候補者選定委員会にて正式20年度から会和4年度は20年
員会にて平成30年度から令和4年度までの
複数年度候補者を選定した後、平成 30 年度

		の会計監査人について主務大臣あてに選任 請求を行い、10 月に主務大臣より選任の通 知を受領した。 ・ 平成 30 年 11 月、平成 31 年 2 月~ 3 月に 会計監査人監査 (期中往査) が行われ、指摘 はなかった。
4. 主務大臣による評価		主務大臣による評価
評定 <評定に至った理由>	くつま フ l. 7か受みつごももと 以	В
自己評価の「B」との評価結果が妥当 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善力		
<その他事項>		
5. その他参考情報		

### 1. 当事務及び事業に関する基本情報

第4-4-(2) 情報セキュリティ対策

#### 2. 主な経年データ

・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3 年度 (2021 年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、	計画、業務実績、年度評価に係る自	己評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
中州日保	中朔司四	+   及   回	土な計画相係	業務実績	自己評価
3 情報セキュリティ対策	(2) 情報セキュリティ対策	(2) 情報セキュリティ対策	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>
「サイバーセキュリティ戦	「サイバーセキュリティ戦	「サイバーセキュリティ戦	なし	○ サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期す	評定: B
略」(平成27年9月4日閣議決	略」(平成27年9月4日閣議決	略」(平成27年9月4日閣議決		るため、以下の事項を実施した。	情報セキュリティの
定)、「政府機関の情報セキュリ	定)、「政府機関の情報セキュリ	定)、「政府機関の情報セキュリ	<その他の指標>	<ul><li>インターネットへの不正な通信を監視・制御</li></ul>	確保に向けて、平成
ティ対策のための統一基準」	ティ対策のための統一基準」	ティ対策のための統一基準」	なし	するため、新たに情報セキュリティ機器を平成	30年度においては、
(平成28年8月31日サイバー	(平成28年8月31日サイバー	(平成 28 年 8 月 31 日サイバー		31年3月に導入した。	新たに情報セキュリ
セキュリティ戦略本部決定)等	セキュリティ戦略本部決定)等	セキュリティ戦略本部決定)等	<評価の視点>	・ 信用基金CSIRT構成員を対象にNIS	ティ機器の調達を行
の政府の方針等を踏まえ、サイ	の政府の方針等を踏まえ、サイ	の政府の方針等を踏まえ、サイ	政府の方針等を踏ま	C主催のセキュリティ研修及び情報セキュリ	ったほか、CISO
バー攻撃等の脅威への対処に	バー攻撃等の脅威への対処に	バー攻撃等の脅威への対処に	え、適切な情報セキュ	ティ対策のための統一基準群に関する勉強会	アドバイザーの助言
万全を期するとともに、情報セ	万全を期するとともに、情報セ	万全を期するとともに、平成 29	リティ対策の推進に向	へ派遣しセキュリティ対策に対する知識の向	を踏まえ「情報シス
キュリティに関する知識や経	キュリティに関する知識や経	年度に設置したCISOアド	けた取組は行われてい	上に取り組んだ。	テム台帳」「情報資
験を有する専門家の活用を通	験を有する専門家の活用を通	バイザーの専門的な知見の活	るか	・ 主務省やNISCから提供される情報セキ	産管理台帳」を整備
じて体制を整備し、個人情報の	じて体制を整備し、個人情報の	用を通じて体制を整備し、個人		ュリティ対策に関する情報等を、役職員に周	したこと等により、
保護を含む適切な情報セキュ	保護を含む適切な情報セキュ	情報の保護を含む適切な情報		知・注意喚起を行うことで脅威に対するセキュ	適切な情報セキュリ
リティ対策を推進する。	リティ対策を推進する。	セキュリティ対策を推進する。		リティ意識の向上に取り組んだ。	ティ対策の推進が可
				<ul><li>CISOアドバイザーの助言を踏まえ、「情</li></ul>	能となったことか
				報システム台帳」を整備し機器やソフトウェア	ら、Bとする。
				構成の明確化を図り、「情報資産管理台帳」の	
				整備により情報資産毎のリスク分析が完了し	<課題と対応>
				たことで、適切な情報セキュリティ対策の推進	_
				が可能となった。	

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	В
<評定に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。	, 2
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	
<その他事項>	

5. その他参考情報

# 1. 平成30事業年度予算及び決算

# (1) 収入

(単位:百万円)

			40	31										
科	目		総	計	農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
			予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
受入事	業 交 付	金	1, 319	904	-		319	319	1,000	585	I	-	-	_
政府補	給 金 受	入	2	2	-		2	2	-	1	I	-	-	_
民 間	出資	金	81	47	-		80	46	0	1	1	1	-	_
事 業	収	入	132, 472	48, 969	25, 406	23, 834	11, 285	7, 167	19, 479	17, 607	59, 079	361	17, 222	_
運用	収	入	956	919	365	356	252	251	310	282	23	23	6	6
借	入	金	68, 604	I	ı		I	ı	I	I	57, 399	ı	11, 205	_
その他	の収	入	4	18	3	3	1	3	0	11	I	1	0	_
合	計		203, 437	50, 859	25, 774	24, 194	11, 939	7, 789	20, 789	18, 485	116, 501	385	28, 433	6

### (2) 支出

(単位:百万円)

	科目				総	計	農業信用	保険勘定	林業信用	保証勘定	漁業信用	保険勘定	農業保険	関係勘定	漁業災害補	償関係勘定
	·				予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
	民	間	出資	金	1, 100	537	I	ı	1, 100	537	I	I	I	1	ı	-
運	事		業	費	202, 733	44, 881	25, 424	20, 979	10, 922	6, 254	20, 675	17, 258	117, 300	390	28, 411	_
営	<u> </u>	般	管 理	費	2, 904	1,723	1, 792	674	609	579	460	442	22	14	21	14
経費		直扌	妾 業 彩	5 費	1, 237	162	1, 153	99	37	31	42	31	4	1	1	0
質		管耳	里業系	5 費	287	314	119	117	97	115	59	75	7	3	6	3
		人	件	費	1, 379	1, 247	520	458	476	433	359	336	10	10	14	10
		7	計		206, 736	47, 141	27, 217	21,652	12,631	7, 370	21, 135	17, 701	117, 322	404	28, 432	14

# 2. 平成30事業年度収支計画及び実績

### (1) 収益

(単位:百万円)

	科		III		総	計	農業信用	保険勘定	林業信用	保証勘定	漁業信用	保険勘定	農業保険	関係勘定	漁業災害補	償関係勘定
					計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
	政府	事業交	付金収	入	1, 476	1, 199	304	37	334	66	838	1,096	_	1	-	_
経	政 府	補給	金収	入	2	2	1	1	2	2	_	1	1	-	_	_
常	事	業	収	入	6, 558	7, 012	4,845	5, 244	316	332	1, 351	1, 436	24	0	22	_
収	財	務	収	益	960	910	370	352	252	250	314	282	19	19	6	6
益	引 当	金金	等戻	入	25, 429	2, 032	25, 406	388	23	I	ı	1,644	_	I	_	_
	雑		2	益	4	7	3	3	1	3	0	-	-	ı	0	_
前中	期目標期	月間繰越和	責立金取崩	額	-	412		ı	ı	408	ı	-	-	1	_	4
当	期	総	損	失	1, 576	1	1, 219	-	260	I	117	-	_	ı	_	_
	合		計		36, 006	11, 574	32, 147	6, 024	1, 187	1,062	2,620	4, 458	43	20	28	10

### (2)費用

(単位:百万円)

					I										
	科	目		総	計	農業信用	保険勘定	林業信用	保証勘定	漁業信用	保険勘定	農業保険	関係勘定	漁業災害補	償関係勘定
				計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
	事	業	費	7, 077	3, 813	4,863	2, 497	27	10	2, 187	1, 306	0	1	0	_
経	_	般管理	費	2, 865	1,611	1,822	666	585	542	423	381	19	14	16	9
جيلار		直接業務	費	1, 224	135	1, 153	94	26	21	39	19	4	1	1	0
常		管 理 業 務 第	費	287	250	130	98	86	89	59	57	6	2	5	3
費		人 件 5	費	1, 355	1, 226	539	474	472	431	326	305	8	11	10	6
	減	価 償 却 9	費	79	80	56	56	13	13	10	11	0	0	0	0
用	財	務 費 丿	Ħ	18	2	0	0	2	2	0	0	10	0	6	0
	引	当金等繰り	入	560	496	-	_	560	495	ı	_	ı	I	_	1
臨		時 損	失	-	1	-	0	-	0	ı	0	1	I	_	0
	固	定資産除却	損	_	1	1	0	-	0	ı	0	I	I	_	0
当	期	制 総 利 🛚 🛣	益	-	5, 571	-	2,805	-	I	ı	2, 761	13	6	6	_
	合	計		10, 599	11, 574	6, 741	6, 024	1, 187	1,062	2,620	4, 458	43	20	28	10

(注) 収支計画は、予算ベースで作成した。

### 3. 平成30事業年度資金計画及び実績

### (1) 収入

(単位:百万円)

		4.00	- ·										
科目		総	計	農業信用	保険勘定	林業信用	保証勘定	漁業信用	保険勘定	農業保険	:関係勘定	漁業災害補	償関係勘定
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による	収入	134, 753	50, 812	25, 783	24, 203	11,860	7, 744	20, 781	18, 475	59, 101	384	17, 228	6
投資活動による	収入	10	0	I	I	0	0	9	1	1	-	-	-
財務活動による	収入	68, 685	58	I	I	80	46	0	11	57, 400	1	11, 205	-
前年度からの繰	越金	158, 427	160, 104	55, 974	57, 092	41, 914	41,879	51,637	51, 578	2, 899	3, 548	6, 005	6, 007
合 計		361, 875	210, 974	81, 757	81, 295	53, 854	49,670	72, 426	70, 064	119, 400	3, 933	34, 438	6, 013

25, 406, 313, 528

### (2) 支出

(単位:百万円)

		·										
科目	総	計	農業信用保険勘定		林業信用	保証勘定	漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による支出	137, 122	48, 346	27, 246	22, 643	11, 568	7, 592	21, 154	17, 689	59, 925	406	17, 229	16
投資活動による支出	31	71	12	3	17	35	1	32	0	1	0	0
財務活動による支出	69, 704	541	ı	4	1, 100	537	1	ı	57, 399	_	11, 205	_
翌年度への繰越金	155, 018	162, 016	54, 499	58, 644	41, 169	41,507	51, 271	52, 343	2,075	3, 526	6,004	5, 996
合 計	361, 875	210, 974	81, 757	81, 295	53, 854	49,670	72, 426	70, 064	119, 400	3, 933	34, 438	6, 013

(注) 資金計画は、予算ベースで作成した。

## 平成30年度業務収支

(単位:百万円)

科目	総	計	農業信用	保険勘定	林業信用	保証勘定	漁業信用	保険勘定	農業保険	関係勘定		:日刀円) i償関係勘定
科目	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
政府事業交付金収入	1, 476	1, 199	304	37	334	66	838	1,096	ı	ı	-	-
事業収入	6, 879	7, 215	4,842	5, 235	660	561	1, 334	1, 418	21	1	22	_
保険料収入	3, 445	3, 576	2, 696	2,840	1	-	749	736	1	ı	_	-
回収金収入	2, 732	3, 078	2, 146	2, 395	-	_	585	683	_	_	_	_
保証料収入	282	279	-	-	282	279	_	_	-	_	_	_
求償権回収収入	378	281	ı	I	378	281	-	-	-	-	_	_
貸付金利息収入	43	1	ı	I	1	ı	1	-	21	1	22	-
収益合計	8, 355	8, 414	5, 147	25, 406	994	626	2, 172	2, 514	21	1	22	-
事業費	7, 803	4, 192	4, 835	2, 394	806	525	2, 162	1, 272	_	_	_	-
保険金	6, 878	3, 541	4, 835	2, 394	ı	-	2,043	1, 147	1	ı	-	-
代位弁済費	806	525	_	_	806	525	_	_	_	_	_	_
国庫納付金	119	125	ı	I	ı	ı	119	125	ı	ı	-	-
財務費用												
支払利息	16	1	ı	I	1	1	1	ı	10	ı	6	_
費用合計	7,818	4, 192	4, 835	2, 394	806	525	2, 162	1, 272	10	ı	6	_
収 支 差	537	4, 222	312	23, 012	188	101	10	1, 242	11	1	17	-